



リクルート問題調査特別委員会にリクルート社が提出いたしましたリクルートコスマス社の未公開株譲渡先リストについて、「今までのところ提出資料に追加すべきものはない。これからも検査は継続してやるが、法務・検察当局では今のところ政官界関係者であれ以上の名前は把握していない」大体こういう趣旨の発言をなさつたと

ことが報じられておりますけれども、そのとおりでしようか。

○国務大臣(林田悠紀夫君) お尋ねの件についてあります。昨日の参議院本会議におきまして御答弁申し上げましたとおりであります。その時点において今までのところ聞いておりませんが非公開株の譲渡関係については現在検査において調査検討中であると承知をしておりまして、今後の調査、検討に待たなければ、まだその全容について報告を受ける段階には至っていない、こう

いうことでございます。

○千葉景子君 大分ちょっと内容、御趣旨が少し違うようなんですが、同じく十八日、衆議院法務委員会で我が党社会党の坂上富男委員の質問に対してお聞きなさいましたと聞いております。

○国務大臣(林田悠紀夫君) 坂上富男委員からそういう問題については御質問があつたように記憶をしていなないでござりますが、十八日のときにおきましても今におきましても、今まで私はまだ報告を受けておりませんけれども、ある程度調査が進んだ段階で多分報告は受けるものと、かように思っております。したがつて、調査が進んでいかなければ、現段階においては明らかではない、こういうことでございます。

○千葉景子君 今のお答えによりますと、この記者会見等で発言をなさつた時点では、まだ検査も途中であり、発表された以外の政官界関係者をすべて把握なさつていなかつたということになります。

○国務大臣(林田悠紀夫君) 記者会見しましたのが金曜日の朝でござりまするので、開議の後でござ

ざいますが、その前の木曜日までの段階においてはまだ何も聞いていないということでございま

す。かなりの人数はほぼ確認をなさつて、それが非公開株の譲渡関係については現在検査において調査検討中であると承知をしておりまして、今後調査検討に待たなければ、まだその全容について報告を受ける段階には至っていない、こう

いうことです。この時点では関係者は把握していないとおつしやつたのではなかろうかと思ひます。そういう意味でリストは間違いない、それ以上のものは今の時点では関係者は把握していないとおつしやつたのではなかろうかと思ひます。ただ、検査はそういうリストをよく視野に

れ以上は政官界関係者は出てこないよと、こういふことを明言されたようにも受け取るんですけども、これはそうすると報道の方が若干行き過ぎだという事になるんでしょうか。

○国務大臣(林田悠紀夫君) 報道につきましても、新聞社はいろいろございまして、その報道にもいろいろニュアンスはあるわけでござりますけれども、その時点において聞いていな

いことを明言されたよりも出発が、そのときに初めて多分話はあるんだろう、こういうふうに思います。したがつて、現在明らかでないと、いうことでございます。

○千葉景子君 大臣が発言されたすぐ後ですけれども、田中元総理の秘書である早坂氏も株譲渡を受けているということが判明してきたわけですね。また昨日、江副氏が証人として証言をなさいましたけれども、その証言の中で、警察の関係者も株譲渡を受けていたということが証言をされました。

法務大臣の発言というのは、こういう点から見ますと、こういう事実を知らなかつた、あるいは知つていておつしやらなかつたか、そういうことになるわけです。また国民の側から見ますと、報道からうかがう内容からいえば、法務大臣の発言というのは大変やはり重要な発言であろうかと思ひますけれども、そういう意味では本当にリストの信憑性あるいはこの事実関係に大変疑いを持つという結果になるのではないかと思います。そ

ういう意味では、その後こういう新しい事実が判明をして再調査、確認等を法務大臣の方でなさつています。それは差し控えなければならないことと存じます。ただ、検査はそういうリストをよく視野に

入れまして調査、検討を続けておるわけでございまして、検査はこれからも十分検討をしていくものと、かように存じております。

○千葉景子君 リストについて発言は差し控えられ以上は政官界関係者は出てこないよと、こういふことを明言されたよりも出発が、そのときに初めて多分話はあるんだろう、こういうふうに思います。したがつてこれから調査、検討に待つておるわけでございまして、その段階にならないとわからぬということが主体であります。

○千葉景子君 リストについて発言は差し控えられることでございまして、その報道に明るいところ、ニュアンスはあるわけでござりますけれども、そもそも出発が、そのときに初めて多分話はあるんだろう、こういうふうに思います。したがつて、現在明らかでないと、いうことでございます。

○千葉景子君 どうぞ、この記者会見をなさつた時点では、どういう根拠でこれ以上この時点では追加すべきものはないというふうに思つたんだしようか。どういうふうに思つたんだか、根拠をもつてそういう発言をなさつたんですか。

○国務大臣(林田悠紀夫君) その時点におきましては聞いていないということです。

○千葉景子君 それまでは、そうすると検査でも把握していなかつたということですか。

○政府委員(根来泰周君) 御質問について若干誤解というと失礼でござりますけれども、そういう点があると思いますけれども、從来国会で申し上げておりますように、要するに橋崎さんの告発した事件につきまして起訴をしましたわけですが、その後国会の御指摘もあり、非公開株の譲渡関係をなさるといふのは、これは法務大臣としては大変私は軽率であり、大きな責任がおありになると、いうふうに思ひますが、いかがですか。

○千葉景子君 私の記者会見における発言は一体としてとらえていただきたいものと思つております。したがつて、その時点においてはこれははつきりしていられないわけでありまして、これがはつきりしていられないわけではありません。したがつて追加すべきものも明らかではない、しかし繼續して調査、検討をするのであるからその結論を待たなければならぬ、こういうことを申し上げておるわけでありまして、これは一体として考へていただきましたならば、そしてそれをすべて報道してもらいましたならば私の真意がわかるものと、かように存じておるところであります。

○千葉景子君 ただ、私が拜見をいたしましたさ

まで大臣に対しても報告はしていないわけでござります。現在、まだ検査においてそういう非公開株譲渡先を含めて犯罪があるかどうかということが判明をして再調査、確認等を法務大臣の方でなさつてもらいますか。

○国務大臣(林田悠紀夫君) 国会に出されました大臣にも御報告申し上げていないという状況でございます。そういう状況を御理解いただきたいと思います。

○千葉景子君 記者会見の席におきましては記者からいろいろそういうふうな質問がありますので、今までのところ私は検査から何も聞いておりませんので、したがつてこれから調査、検討を繼續してやつてきますので、その段階にならないとわからぬということが主体であります。

○千葉景子君 もしそういう状態であれば、むしろその点をはつきりと、今検査中であり、まだ内容については報告をきちんと受けていらない、だからまだ自分としてはどんな内容になつてゐるかわからないと、そうはつきりおっしゃるべきであつて、そのときに、まだ検査しているけれども今のところこの程度であつうというような趣旨の発言をなさるといふのは、これは法務大臣としては大変私は軽率であり、大きな責任がおありになると、いうふうに思ひますが、いかがですか。

○千葉景子君 私の記者会見における発言は一体としてとらえていただきたいものと思つております。したがつて、その時点においてはこれははつきりしていられないわけでありまして、これがはつきりしていられないわけではありません。したがつて追加すべきものも明らかではない、しかし繼續して調査、検討をするのであるからその結論を待たなければならぬ、こういうことを申し上げておるわけでありまして、これは一体として考へていただきましたならば、そしてそれをすべて報道してもらいましたならば私の真意がわかるものと、かように存じておるところであります。

さまざまな報道の内容から見れば、今の法務大臣のおっしゃるような趣旨、ニュアンスというものは到底国民には伝わってこない。むしろこのリストがすべてを明らかにしているというようなニュアンスで伝わってくるわけですね。やはり記者会見をなさって、それが公式にといいますか一般には多くの 국민に伝わっていくわけですから、その内容については十分にやはり慎重な態度をとっていただきたい。

こうなりますと、この報道内容の方が本来は誤りであった、こういう書き方はされるべきではないがつたということになりますけれども、いかがですか。

○國務大臣(林田悠紀夫君) 報道内容が誤りであったというわけではないわけでありまして、報道が全部を書いてもらえばより明確になつただろうと、こういうふうに思います。

○千葉景子君 ところで、そうなりますと、現在の時点では法務大臣としてはこのリストについてどういうふうにお考えですか。

○國務大臣(林田悠紀夫君) そのリストにつきましては、検察の方では十分視野に入れて調査、検討を続けておるものと、かように考えております。

○千葉景子君 そうしますと、まだ政官界関係者がこの発表された以外にもいるかいなかということしかいがですか。

○政府委員(根來泰周君) 衆議院でも申し上げました。

う観点でやるのではなくて、それとは別にやっておるわけでございますので、その辺御理解をいただきたいと思います。

○千葉景子君 法務大臣にお尋ねしますけれども、今後記者会見等で発言をなさるに当たりましては、十分にその真意が伝わるように、事実の混乱がない、あるいは出された資料等の信憑性に疑いが持たれるような結果を呼び起こすことがないような慎重な対応をしていただきたいというふうに思いますが、今回の発言を振り返りまして、その点はいかがですか。

○國務大臣(林田悠紀夫君) 大変御親切な御注意をいただきまして感謝を申し上げております。十分慎重にやつてしまいたいと思います。

○千葉景子君 ゼひそれは今後も注意をしていただきたいというふうに思つておりますけれども、ちょっとと警察庁の方にお伺いしたいんですけど、昨日の江副証言の中、警察関係者にも株が譲渡をされていたということが証言の中から出てまいりまして、報道等によりますと、それは元警視庁第五方面本部長の麻野忠雄氏ではないかというような報道もなされておりますが、これは間違いございませんか。

○説明員(鈴木邦芳君) きのう、江副氏の証言にございました「一名の警察関係者と申しますのは、リクルートコスモスの現常勤監査役の麻野忠雄氏である」というふうに理解をしておるところであります。

○千葉景子君 こういうものが判明いたしましたように、私どもの立場としまして、このリストは国政調査権に基づいて提出されたものでござりますから、その真否を申し上げる立場がないわけですが、それとは全く別な観点から検察庁といたしましても、こういう非公開株の譲渡先ということについていろいろ国会でも御議論、御指摘があるわけだと思いますから、それを踏まえましていろいろ調査、検討をしている、こういうことは、このリストが間違っているかどうかとい

出でくるようなことがあつては困るわけで、それだけ結構です。

○千葉景子君 そのとおりでございま

は確認をさせていただいてよろしいわけですね。それで当然の要求の場合もあるわけですから、このうことについては一体どういうふうに考えていいかがんでしょうか。何かこういうことが全部ひつくるめて大変暴挙であるがごとき内容でお書きになつていらつしやるんすけれども、いかがですか。

○政府委員(河上和雄君) 燻正施設に収容されている被取容者は、これは自由を奪われているわけでございますから、いろいろな面で社会一般の人々の生活とは大きく異なる制約を受けているわけでございまして、したがつて被取容者がいろいろな意味でもつて燻正当局に対し、あるいは施設に対して要求をするというのは、ある意味では非常に当然のことでございます。待遇改善とかあるのは開放を早くしてもらいたいという当然の要求のうちの一つとしてそういうものが出てくるわけだと思います。それがいわば法令の中で許されただ行為として行われている限りにおいて、私ども燻正当局としては、それはごく当然のこととということで、それなりに対応しているわけでございま

○千葉景子君 それは当然そう受け取つていただかなければいけないことであろうというふうに思います。

さらには、この監聽問題の前提といいたしまして、現在あらしの前の静けさである、いつ何ときハイジャック等の違法行為が起ころかわからないといふことです。

○千葉景子君 この一番中心になる監聽ができる法制を整備すべきだというのには、非常に問題のある発言ではなかろうかと思うんですが、まず、それが関連いたしまして、その前提としてこの「対監獄闘争」という内容の文章を読ませていただきますと、ここにはいろいろ受刑者の処遇の改善要求の問題でありますとか、あるいはハイジャック事件等の防止の問題でありますとか、あるいはいわゆる内ゲバ事件と言わわれているような問題でありますとか、かなり網羅的にお書きになられていると

いうふうに思います。

しかししながら、この中で受刑者あるいは被収容者などが人権保障を求める、あるいは所内での人間

ところが、その際ダッカ事件で釈放されました。被告人あるいは受刑者、このうち泉水博といふ裁判者がおりますが、これがことしの六月、マニラにおいて逮捕されて日本に護送されてきて、現在裁判を受けている。あるいは丸岡という、これはダッカ事件を犯した人間といふうに丸岡修は言われておりますが、この人間も既に逮捕されて、日本国内に護送されて裁判を受けています。こういったような状況がございます。

そして、我が国は直接にはダッカ事件以降ハイジャックに巻き込まれてはおりませんが、ことしになつて四月にクウェート航空機がハイジャックされているような事件がございますし、あるいはハイジャックではございませんが、パリの連続爆破事件、これは昭和六十一年の九月。あるいは同じ昭和六十一年の九月にパンナム機のハイジャック事件、その他もろもろの事件がたくさん起っていますことは御承知のとおりでございまして、丸岡あるいは泉水、これは日本赤軍の構成メンバーになつてゐるわけでございまして、日本赤軍がそのままの人たちを放置しているとは思われない。何らかの形で違法行為を犯してこの二人を再び釈放しろ、という要求が大いに起り得る。そして起つた場合には矯正当局としては、これまでの例でまいりますと釈放するかしないか大変な危機を迎えるわけでございまして、そういう意味では危機感を持つておられるわけでございます。

○千葉景子君 ただ、この論調を見まして一つ大変問題があろうかと思うのは、先ほど申しましたようにその待遇改善あるいはさしづまな要求、こういうものがあたかも大暴挙であるがごとき、あるいはこれがいわゆる過激派と呼ばれるような集団によつて行われているんだ、あるいは今おつしゃつたようにハイジャック等の可能性もないということはないんだと、さまざま大変危険性といふものを強調なさって、それをもつて空職が必要なんだ。あるいは内ゲバ事件の例などを引かれ、非常に何か危険あるいは問題をとりわけに強調なさっているという風がうかがわれるんですけ

れども、本来、もつと基本的な人権としての要求であつたりあるいは待遇改善の要求であつたり、そういうことも多いのではなかろうかといふうに思ふんですね。少しこの論調というのはそういう意味では問題がございませんか。

○政府委員(河上和雄君) 一般的の被収容者の要求というのは必ずしもそぞ過激なものではございませんで、自分の身の回りあるいは開放に関するものが多いわけでございます。

ただ、やはりこういった過激派系統の人たちの要求というのは、これは非常に過激なものも多うございまして、まあ過激と言つていいかどうか、一つの例で申し上げますと、自分には自殺する権利があるということで、自殺せよ、それを妨げるのはいかぬ、こういうようなことを言う例もございまして、それから職員に向かつておまえらは帝国主義の手先だ、こういうようなことでもっていろいろ挑発して、そして自分は自由であるべきであるから直ちに解放しろ、こういうようなことを言う、そういった例、いろいろござりますので、そういういた面をいわば取り上げたわけでございます。

○千葉景子君 何が過激派でどういう行為が過激であるかというのは問題があるところだと思いますけれども、それに、さらにここで発言なさっている内容で、こういう中に国会議員をも巻き込んで最近は要求を主張している、要求する方向にあるということをおっしゃっているんですが、これは一体どういうことを指しておっしゃっているんですか。

○政府委員(河上和雄君) 主として与党、自民党的先生方にいろいろ連絡をとる被収容者も多うございまして、それから野党の先生方に連絡をとられる被収容者も多いんですが、結局、早く自分を釈放しろ、それからあるいは所内においてつまり自分に完全な自由を与える、外界と同じ自由を与えるといったような要求、その他いろいろのことを国会議員に対する陳情といったような形でされる場合が非常に多いわけでございます。

○千葉景子君 陳情するとか請願をするというのは、これはもう認められた権利でもあるわけですね。それもこの中では、何か巻き込んで一緒になつてやつておるというようなニュアンスにも受け取れないことはないんですけども、全体にこういう危険性を主張なさり、そしてそれに対する対応策として盜聴合法化論を唱えていらっしゃる。違法行為そのものを放置できない、それに何とか対処をしなければいけないという論は私もわからぬないわけではありません、当然のことだと思いますけれども、それに対しても盜聴を合法化すべきではないかというの大変飛躍をした論ではないか、それから危険な考え方ではないかというふうに思うんですね。

盜聴というのは、現在は違法行為ということで問題になつていて、それをおこうとこうとこころに公に発言されるということについては、少しこれは誤率ではないかと思いますが、いかがですか。

○政府委員(河上和雄君) 千葉委員御承知のとおりだと思いますが、盜聴については三つのジャンルがあると言われております。

一つは、イーブズドロッピング。イーブズというのは、いわば軒下。ドロッピングというのは、立ち寄りといいますか、ですから軒下で立ち寄つて盗み聞きをする。これは、従来の古典的な刑法理論からいえば、それが住居侵入になるかどうかと、といった意味での刑事罰の問題。あとは民事的には、プライバシーに対する侵害になるかどうかと、いうことで不法行為になるかどうかということはあると思いますが、それ以外に規制はされていない。現在はエレクトロニクス機器を使ってエレクトロニック・イーブズドロッピングというのが盛んに行われている、こう言われております。

それから第二のジャンルが、ワイヤタッピングといふものです。これは有線電気通信法、その後の電気通信事業法ですか、などで罰則をもつて禁圧されております。

それから第三のジャンルは、非常に難しい問題

を抱えているわけですが、一方当事者の承諾を得ての録音あるいは録画、こういった問題がございます。第三の問題は結局、そういうことをした録音、録画に刑事訴訟法上、要するに証拠能力があるかどうか、そういった観点から論じられているようでございまして、三つのジャンルいずれも刑事法の解釈に絡む、刑事罰則あるいは刑事訴訟法の解釈に絡む問題でございまして、この御指摘のコラムは、私個人として書いたものでございますが、矯正局の所管ではございませんので私としてはお答えは遠慮させていただきたい、こう思っています。

○千葉景子君 私は理論をお聞きしたいわけではありません。矯正局長という立場で、個人的な立場でお書きになつたということですけれども、やはり最も力を持つていて、そういう立場にいらっしゃる矯正局長という方が今ののような問題がある、あるいは理論的に論を展開をされたわけではなくて、こういうだれの目にもつく雑誌に捜査側が盗聴行為をすべきだということをお書きになること自体がこれは非常に問題が多い、私はそう言わざるを得ないと思うんですね。個人的な立場でありますとなかろうと、法務省の「矯正局長・検事」、こういう肩書でお書きになるわけです。そしてこれは、部内にあるいは部外にも読まれる雑誌でございますよね、こういう問題も今指摘されているようなときに、盗聴行為を是とするような論を展開をされるというのは、私は軽率な行為だ、慎んでいただきたいというふうに思います

○政府委員(河上和雄君) 個人的見解をここで申し上げるのもいかがかと思いますので、御答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○千葉景子君 ここで個人的見解を差し控えられるということでありましたら、個人的見解はそもそもやすやすとこういう雑誌には書かないでいただきたいと思います。

それでは、本題といいますか法案の内容の方に、時間の関係もありますので入らせていただきたい



しては裁判所法なりあるいは訴訟法なりで各裁判部の独立した権限という規定になつておるわけでございまして、それぞれの具体的な職責を果たすために必要な権限行使というのは個々独立した裁判体が本来決定すべきものでございまして、それらのうち幾つかのものにつきまして、全体として休みになつております裁判所の休日日に一律にこれを執務すべきであるというふうな規定を置くということは、今申しました裁判体の独立性なり、その判断が個々に適切になされるという建前から考えましても妥当でない。これはそれの権限行使される裁判体の適切な判断にゆだねるのが相当であるという考え方から、あえてそういう規定を置かないということにさせていただいたわけでございます。

○千葉景子君 個々の裁判内容等、それは裁判官それぞれに独立が保たれているということは私もよく存じておりますけれども、やはりこの土曜閉庁、そういう体制をいかに整えていくか、どういう体制で行っていくかという問題ですか、個々の裁判官の自由にといいますか、そこに任せると、これはいかがなものかと思うんですね。むしろ国民の権利行使というのが損なわれないように、やはりできるだけ統一的にあるいは明確にこういう体制で休日も行えるよと、行つていくということを明記していくべきではなかろうかと思うんですね。

司法行政上の問題というのは、最高裁を頂点にして統一的に御指導なさつておりますし、当然のことと、ここまでではあれですけれども、いろいろな協議、会同などの中でもいろいろ統一を図つていらっしゃるというのがむしろ実態だろうと思うんです。そういう意味では、土曜閉庁日におきましても一定のこういう部分の権限行使あるいは国民の側からいえば手続を行つてもらえるというのを、より明確になさつていただきたいなというふうに思いますけれども、今後この点について何らかの形で明確になさつていくようなことは考えていらっしゃいませんか。

○政府委員(則定衛君) 先ほどお答えいたしましたことに加えまして、現在まで日曜、祝日が裁判所の休みということで、それに加えて今回、あと月二日、第二、第四土曜日を加えさせていただくということになるわけでございます。

従来、日曜、祝日あるいは年末年始等について裁判所が緊急に処理することを要すると判断された事案につきましては、遺漏なく対応されてきたわけでございますし、また今後とも対応をしていくべきものだと考えておるわけでございます。加えて、今回この法律で新たに土曜二日が月の休みとしてふえます場合に、新たに特定の事務について一般的に休日であっても処理することに努めるべしというようなことをこの法律あるいはこの法律の規定を受けた政令等で規定するということになりますと、その担当部門というのはなべて執務体制を休日であつてもしくといふ形にならざるを得ないと考へるわけでございます。

そういたしますと、裁判所全体として従来の休みに加えまして新たに第二、第四の土曜日を休日とする、いわば実働の勤務時間を減らし、さらに週休二日制を推進していくというこの休日法案の本来の趣旨にもとるおそれもないわけではないと、いう観点から、先ほど申しましたように、そこは避けさせていただいておるわけでございます。

○千葉景子君 逆に言えれば、ここでやはり休日をふやす、あるいはできるだけ時間を短縮していくこと、ということ、国民の権利行使という問題がある意味では対立せざるを得ないというところもあるうかと思うんです。そうなれば人員の確保であるとか、そういう面でむしろ十分な体制をとつていくということも必要なのではないかろうかと思うんですが、少なくとも實際には土曜日に行つていた執務を原則としてはやらないということになりますので、実際の保険に関する弁護士との面接であるとか、さまざま今後個々には問題が出てこようかというふうに思うんですね。そういうところを今後、やはり一番その中心となります日弁連などと具体的な対応について協議を続けて、支障の

○最高裁判所長官代理者(金谷利廣君) 今回、裁判所に土曜閉庁を導入するに当たりましては、日弁連側とも十分協議させていただいたわけでございます。私ども、この土曜休日法案の作業に取りかかりました六月の時点で日弁連の方に伺いましたて、今回の裁判所における土曜閉庁の趣旨などをについて御説明申し上げまして、そして御意見、御要望等があれば承りたいということを申し上げました。日弁連側としましては単位会の意見などを集約されました上で、八月の時点で回答する用意ができたということでございますので、私ども参上してその回答を承りました。その際、その回答内容は書面化したものもいただきました。

それによりますと、裁判所の土曜閉庁方式はやむを得ないという御結論をいただいたわけです。しかし緊急性を有し、あるいは国民の権利に關係のある、先ほどの話に出ました保証手続とか令状手続、あるいは保全手続等については、單に事件の受理だけではないに、事件の処理についても平常どおりの対応ができるよう特段の配慮を願いたい、そういう要望があつたわけでございます。

その際に、私どもの方も説明させていただきましたり、また、後日改めて參上しまして、そういう御要望の点について、土曜閉庁方式をとる以上、平常どおりという体制は難しいが緊急に処理をしなければならない事件については、これは從前からとつております宿日直体制を中心としまして、体制がございますが、それを十分再点検して、そういう緊急を要する事件の処理には遺憾のないようにしたいというような御説明を申し上げました。その後、いろいろ法務省の方からも法律案ができた段階で御説明され、私どもの方もまた今月に入つてからも御説明申し上げたということでございます。そういうことで、今回の土曜閉庁の導入につきましては、日弁連の方においても御理解いただけたと私どもは考えております。

今後の問題としては、各裁判所のそういう緊急事件の処理体制の問題でございますので、遺憾のないようにはいたしますが、万一問題があるというようなことが生じますれば、それぞれの地方裁判所単位に設けられております弁護士会、検察庁との協議会におきまして、そういう点を弁護士会の方から御指摘あるいは御要望いただきまして、協議させていただく、そういうことで鋭意、執務処理をやっていきたいというふうに考えておりまして、この点につきましては日弁連の執行部とも意見が合致しているところでございます。今後の問題としてはそのあたりを考えております。  
以上でございます。

○千葉景子君 各地方ごとにそういう協議をしていただいくということも当然必要なことであろうかというふうに思いますけれども、これは全体に国民の権利行使にかかわるわけですから、この地域ではこうだけれども、こっちの裁判所では違うといふことではやはり平等に欠けるわけです。そういう意味では、統一的な問題などについては全体として日弁連などとも今後、窓口をつくっておいていただきたいというふうに思いますけれども、その点はいかがでしょう。

○最高裁判所長官代理者(金谷利廣君) 今後の運用におきまして、そういう全体的な視野から検討を要するという問題が出てまいりました場合には、私ども最高裁と日弁連との関係で適宜協議、研究するということはもちろんでございます。そういうことを否定する趣旨は毛頭ございません。

○千葉景子君 それでは、これは重要な問題だと思いますが、接見、面会等の問題についてお尋ねをしたいと思います。

接見あるいは面会等になりますと、裁判所といふよりは法務省あるいは警察庁、こういうところにも関連するかと思うんですが、警察庁の方にお尋ねしたいのですが、今回の土曜閉庁ということで、接見あるいは家族の面会等の取り扱い、警察署留置場などにおけるその取り扱いはどうなります

○説明員(片山晴雄君) 土曜閉店が実施された場合、その土曜日は警察は当直体制で活動するということになります。したがいまして、留置場におきましてもその管理体制は現在の土曜日の執務時間内に比べ、弱くなることと思います。しながら、被疑者等とそれから弁護人等との接見交通権の重要性にかんがみまして、弁護人等から事前に御連絡をいたしました上で、留置場の管理体制を整えて面会していただくことを考えております。

また、家族等の方々につきましても、なるべく留置場の管理体制が整っている通常の日の執務時間内においていただきたいと考えるところでございまますけれども、事前に御連絡をいたしました上で、管理体制を整えることができますときにはこれに応じたいと考えております。

○千葉景子君 拘置所等の接見についてお尋ねをしたいんですけど、まず弁護人の接見について、これは憲法上の権利でもございます弁護人との接見交通権、これが祝日あるいは日曜、それにプラスして土曜閉庁によって仮に土曜日にもでなくなるというようになりますと、これは非常に権利が制約をされてくるということになりますが、土曜日の扱いはどうお考えですか。

○政府委員(河上和雄君) 土曜閉庁方式の趣旨からいきまして、土曜日も日曜日と同様に扱うとい

ところで、被収容者への面会などは行わせないところにならうかと思います。ただ、今御指摘の弁護士との接見、特に被疑者との接見にならうと思いますが、現在は、土曜日は開庁いたしておりますので、これは当然土曜日の午前中は会えるわけでござりますし、施設によつてはできる限り便宜を図る意味で午後の早い時間までは接見を何とかしていただくという方向で努力しているわけでござります。

ただ、土曜閉庁になりますと、警察と違いまして拘置所というのは被収容者の身柄を確保し、罪証隠滅させないというだけで、極めて職員の数が限られておりまして、他の行政職の一般の国家公

員員と同様に休ませるということになりますと、これは到底、土曜日に閉庁している日に弁護人がおいでいただいても原則として会わすということはなかなか困難なわけでございます。限られた職員では非常に困難でございます。

ただ、今おっしゃった憲法上の権利といいますか、弁護人接見の重要性ということは私どもも十分承知しているわけでございまして、あらかじめ接見等の申し出がある場合で極めて重要性あるいは緊急性のあるといったような申し出を受けた場合には、これは各施設によつて職員事情が大変異なりますし、またその所在する地域によつても非常に弁護士が接見に見えるのが困難な場合、ようやく来て会えないというようなこともありますけれども、いろいろ地域にもよるし職員事情によりますけれども、そういうことを考えて、個別の事案ごとにできる限り、何とか閉庁された土曜日について会わせる方向でできなものだろかということで現在、各施設ごとに検討させております。

○千葉景子君 緊急性とか重要性とかいうのは、弁護人と被取容者との間では、これは当然外に説明すべきものではありませんし、第三者が判断すべきものではないと思うんですね、秘密裏の接見交通権ということでございますから。そうなると、やっぱり人員の配置とかそういう体制で接見交通権が制約をされてくるということは、私は避けるべきではなかろうかというふうに思うんですけど、日曜・祝日と同じと考へればそうですけれども、もともとは、日曜・祭日であろうが、執務時間内外であろうが、緊急あるいは必要であれば、当然いつでも接見できるということが憲法上あるいは訴訟法上の原則ということでございます。

そういうことになりますと、まずやはりこれを確保するために体制を整えるとか、それが先決の問題じゃないかと思うんですね。土曜閉庁にします、それと同時に権利行使が妨げられないような体制も同時並行に整えて、そして接見交通権を保障していくというのが筋ではなかろうかというふ

ただ、今おっしゃった憲法上の権利といいますか、弁護人接見の重要性ということとは私どもも十分承知しているわけでございまして、あらかじめ接見等の申し出がある場合で極めて重要性あるいは緊急性のあるといったような申し出を受けた場合には、これは各施設によって職員事情が大変異なりますし、またその所在する地域によつても非常に弁護士が接見に見えるのが困難な場合、ようやく来て会えないというようなこともありますけれども、いろいろ地域による接見の問題によりますけれども、そういうことを考えて、個別の事案ごとにできる限り、何とか閉庁された土曜日について会わせる方向でできなうものだうかということで現在、各施設ごとに検討させております。

○千葉景子君 緊急性とか重要性とかというのには、弁護人と被収容者との間では、これは当然外に説明すべきものではありませんし、第三者が判断すべきものではないと思うんですね、秘密裏の接見交通権ということをございますから。そうなると、やっぱり人員の配置とかそういう体制で接見等の申し出がある場合で極めて重要性あるいは緊急性のあるといったような申し出を受けた場合には、これは各施設によって職員事情が大変異なりますし、またその所在する地域によつても非常に弁護士が接見に見えるのが困難な場合、ようやく来て会えないというようなこともありますけれども、いろいろ地域による接見の問題によりますけれども、そういうことを考えて、個別の事案ごとにできる限り、何とか閉庁された土曜日について会わせる方向でできなうものだうかということで現在、各施設ごとに検討させております。

うに思いますが、その辺を今後十分な体制を整えながら、いかがですか。

○政府委員(河上和雄君) 現在衆議院の方で御審議いただいております刑事施設法案、これは現行の監獄法とはかなり基本的考え方が違うわけでございまして、それに向かって、やはりその法案が成立した場合には抜本的に職員配置その他を見直さなければならぬと思つております。そして、その際にはできる限り何とか御趣旨に沿うようなるべくの見直しというのになかなか困難でござります。

ただ、おっしゃいますように、できる限り予算あるいは人員配置、人員の増員、そういうたるものをお配慮いただいて、少しでもそういう方向で努力したい、こう思つておるわけでございます。

○千葉景子君 これは今、新しい刑事施設法等の話が出ましたけれども、それがあるからできる、その法律がないからできないという問題ではなくて、むしろもっと根本的な憲法上の要請でもあるから、し刑訴法上の要請でもあるということですから、できるだけ刑事施設法云々とは別に現行法内でも運用ができるような体制をぜひ整えていただきたい、努力をしていただきたいというふうに要望いたします。

ところで一般の家族、友人等の接見、差し入れの問題ですけれども、これも弁護人の接見に劣らず、やはり重要な問題であろうかというふうに用意いますが、これについては土曜閉庁でどのように取り扱いになります。

○政府委員(河上和雄君) 一般の家族あるいは友人、そういった人たちと被収容者の面会などにつきましては、残念ながら、土曜閉庁の趣旨を私どもとしては何とか貫徹して職員に一般の公務員と同じように休ませたいという気持ちが強うございまして、今のところ無理ではないか、そう考えております。

ざいまして、それに向かって、やはりその法案が成立した場合には抜本的に職員配置その他を見直す必要があると思つております。そして、さなければならぬと思つております。そして、その際にはできる限り何とか御趣旨に沿うよううなことをも考慮しておるわけでございますが、現行法のもとで抜本的な対策、つまり職員配置の全くの見直しというのはなかなか困難でござります。

ただ、おっしゃいますように、できる限り予算あるいは人員配置、人員の増員、そういうたるものをお配慮いただいて、少しでもそういう方向で努力したい、こう思つておるわけでございます。

○千葉景子君 これは今、新しい刑事施設法等の話が出ましたけれども、それがあるからできる、その法律がないからできないという問題ではなくて、むしろもっと根本的な憲法上の要請でもあると申し刑訴法上の要請でもあるということですから、できるだけ刑事施設法云々とは別に現行法内でも運用ができるような体制をぜひ整えていただきたい、努力をしていただきたいというふうに要望いたします。

ちよっと実態として把握なさつていれば知らせていただきたいのですけれども、現在でも平日と十二月曜日、これを比較いたしまして接見あるいは面会、差し入れ等に見える方、それはどのような数になつてゐるでしょうか、ちよっと平日との比較などができるばかりがたいのですが。

○政府委員(河上和雄君) ことしの十月一日から三十一日まで、特に私どもの方としてもあらかじめ調査をしたわけでございますが、それによりますと既決の受刑者、これは全国、全部でござりますけれども、平日一日当たり七百二十六人、土曜日は四百四人ということでおざいまして五五名、土曜日はやはり平日の五五名ぐらい、そういうふうになつております。未決の場合には平日が千九百七十八人、これは一般の人たちです。土曜日が千三百八十八人ですから約七割ぐらいになりますでしょうか。

それから、弁護人が平日が三百三十三人、土曜日が二百四十七人で、これもやや七割になると聞いています。ただ、數は弁護人の場合、東京が多い。數として東京とか大阪とか大都市、特に東京に非常に集中しております。

○千葉景子君 これを見ますと、土曜日といふのは多分取り扱いが丸一日じゃなからうかと思うんですね。そういうところから見ますと、やはり曜日に面会等に行く方というのは大変多い。実際的に、ウイークデーに行くよりは土曜日、今休日のところもござりますし、土曜日なら休んで面会に行く方も多いのではないかというふうに思ふんですね。

それから、こういう御家族の方などですとなかなか厳しい生活も余儀なくされている。働いていたりなどしたら、平日に勤務を休んで面会に行くというのも難しい面もある。私なども経験則上といいますか、見ておりりますと、平日などはどうとかといふと御家族といつても余り仕事を持つていらっしゃらないような様子の方とか、ここまで来てうと極端ですけれども暴力団の関係者の方ですとか、そういう方が多いような気もするんですね。

○政府委員(河上和雄君) ことしの十月一日から三十一日まで、特に私どもの方としてもあらかじめ調査をしたわけでございますが、それによりますと既決の受刑者、これは全国、全部でございますけれども、平日一日当たり七百二十六人、土曜日は四百四人ということでございまして五五%、土曜日はやはり平日の五五%ぐらい、そういうふうになつております。未決の場合には平日が千九百七十八人、これは一般の人たちです。土曜日が千三百八十八人ですから約七割ぐらいになりますでしょうか。

それから、弁護人が平日が三百三十三人、土曜日が二百四十七人で、これもやや七割になると聞いています。ただ、数は弁護人の場合、東京が多いですね。そういうところから見ますと、やはり大都市として東京とか大阪とか大都市、特に東京に非難等に行く方というのの大変多い。実際



は裁判所を構成する裁判官なり書記官なりといふことになると思いますけれども、それがその時点適切に職務を果たす上で必要な場合には、その責務を果たすための権限を行使するということをございまして、何と申しましようか、仕事好きな裁判部が原則として休みの日であります土曜日に、ほとんど登庁されて執務をするというようなことはなるものではないと思ひますし、そういう趣旨でもございません。

○猪熊重二君 今のに関連して、第一条第三項についてお伺いしますが、「裁判所が権限を行使することを妨げるものではない」というふうな規定がございます。この「裁判所が権限を」という、その裁判所というはどういう裁判所なんでしょうね。

○政府委員(則定衛君) この裁判所といひますのは、現実に裁判機関として職責を果たす個々の裁判官という趣旨でござります。

○猪熊重二君 そうすると、裁判所の休日ではあるけれども、いわゆる受訴裁判所、裁判機関としての裁判所が休日に権限を行使することは妨げないんだということのような趣旨ですが、そうすると、それを決定するのも先ほど「原則として」についてお伺いしたと同じように、その受訴裁判所が権限を行使するかしないかということを独自に決めるわけでしょうか。

○政府委員(則定衛君) 受訴裁判所も含まれますし、いわゆる令状關係等になりますとそれ以外のものも含まれると思いますけれども、それそれが個々独立して適切に判断されるということと理解しております。

○猪熊重二君 そうすると、先ほどから私が申し上げておりますように、ある裁判所では土曜日もいろいろ仕事をやってくれる、あるところではやらない、その判断を全部各裁判所の各裁判官に任せること、ということだつたら、国民にとつては迷惑なこと甚だしいと思いますが、このよな点について統一的に法制化するというお考えは全然お持ちぢやなかつたんでしょうか。

○政府委員(則定衛君) この点、同じような趣旨の御質問が先ほどございまして、繰り返すことになつて恐縮でございますけれども、やはりあくまでも個々の裁判体がその責務を果たすために、その時点で当該案件を処理する必要があるかどうかを適切に判断することが裁判所に期待される独立の職責であらうかと思います。

したがいまして、従来も日曜、祝日等の休日におきまして、今のような観點から適切に対応されてきたわけでございまして、今回新たに第二、第三土曜日が休日としてつけ加えられますからと由しまして、その基本的な考え方なり、あるいは從来してこられた必要な体制というものが変更されるものではございませんし、なお一層、そういう休みがふえるという意味で、先ほど来最高裁や各局からの御答弁にござりますように、特別の配慮もなされるであろうということでございます。

そういう意味で、特定の案件を処理する裁判部となり特定の事務につきまして、法令で一律に休む日の日であつても処理を優先的に行うべきだといふような規定を設けますと、先ほど申しました個々の裁判所に期待されております独立の権限を適切に判断して行使するという観點から申しまして、好ましいことではないというふうに考えましたことと、さらに加えて、そういう特定の案件を担当する部門につきまして一律に第二、第三土曜日を含めました休日に全体としての執務体制を置いていただくということは、裁判所の休日を一般行政機関と同様、週休二日制の觀点のもとで今回新たに手当てをさせていただくこの法案の本来の趣旨と、いうものになじまないという観點から、差し控えることにさせていただいたわけでございます。

○猪熊重二君 この二項の文言で非常に何といふか理解しにくいのは、裁判所が休日においても権限を行使することを妨げないという、こういう規則定の仕方なんです。私に言わせれば、勾留理由開示請求をするというのは憲法上の権利なんです。

この憲法上の国民の権利である勾留理由開示請求また職務です。あるいは保釈請求に対して裁判所が応答することも裁判所の国民に対する責務、國法上に對する義務です。

何か権限行使することができるというふうな考え方じゃなくして、裁判所は国民の申し立て、請求に対しして応答するべき職責があるといふうに考えれば、この休日における執務というものについても考え方方が少し変わるんじゃないかと思いますけれども、いかがでしようか。

○政府委員(則定衛君) 確かに国民サイドから申まして、憲法上あるいは他の法令上保障されております今おっしゃられますような申し立てといふのは権利でござりますから、これに応答すべきは裁判所の義務と申せましょう。しかし、御案内とのおり、その義務をどの時点で果たすのが裁判所に求められておる責務であるかというの別の觀点であろうかと思います。通常の執務日で行つて足りるものもありましようし、緊急にその休日となる日に処理しなければならない場合もございましょう。後者の方につきましては、その案件を当該休みの日に行すべき緊急性と必要性と申しましようか、この点につきまして当該裁判官が適切に判断されるべきものであるということでございまます。

○猪瀬重二君 もう一つ、私は、先ほどから裁判所なり法務省の御答弁の中で非常に理解していくことは、裁判所の仕事特に裁判機関としての裁判所の仕事が、司法権の独立の憲法上の原則から、他から介入されるべきようなものではないと、いう、その司法権の独立、裁判権の独立という問題と、ある日に仕事をするかせぬかという問題どちら、他から介入されるべきようなものではないと、判官の判断に任せる、裁判官の良識に任せる、それは裁判内容の問題であって、仕事をするかせぬかということについて裁判官の独自な判断とか良識に任せるとかいうふうなことは全然實質が

裁判官が仕事をするべき日であるか、してもしないでもいい日であるかなど、いろいろなことでは、国民の裁判を求める権利というものが実質的に保障されないじゃありませんか。その辺どうお考えなんですか。裁判権の独立ということと、裁判官が仕事をするべきかしなくていいかということを法規的に決めることとは全然別個な問題だと思う。いかがですか。

○政府委員(則定衛君) 御質問の趣旨、わからぬわけではございませんけれども、一般的に休日には役所を開じて仕事をしないという状態をつくり出すのが今回の休日法案の直接の趣旨でござります。したがいまして、一般的には裁判所の体制としてその休日には所掌の責務を果たすための用務を行わなくともいいということになろうかと思うわけでございますが、ただ、その案件が国民の権利義務に直接かかわり、そのとき適切な裁判判断行為がなされませんと裁判所に求められている職責を果したことにならないというものにつきましては、これまでと同様、個々の裁判体が適切に判断されるべきものでございまして、これは從来からもそういう立場で対応されてきたものと理解しておるわけでございます。

○猪俣重二君 いずれにせよ、今回の土曜閉院法案が成立するということになると、例えば来年度において三連休がどのくらいあるかどうかということについてお調べになつておりますか。——調べてなければ、「一月に十四、十五、十六の三連休。四月に二十八、二十九、三十の三連休。五月の三、四、五、これはやむを得ないんです、今でもそうなんだから。九月の二十二、二十三、二十四の三連休。要するに、今まで三連休は年に特別のことがない限り一回だったのが今度四回にな

る。この四回もある三連休の三日間も裁判所が全然お休みのときに、保険請求したい、勾留取り消しを求めてい、執行状の執行停止を申し立てたい、勾留理由開示を請求したい、あるいは検察官、司

法警察員の不当な処分に対し準抗告の申し立てをしたい、刑事案件に関してそれだけの国民の申し立て権が三日間も放置されるようなことじや、国民にとって非常に重大なことです。民事事件においても、証拠保全の申し立て、あるいは保全処分、あるいは強制執行の停止決定の申し立てで、こういうふうなことについて三日間もはうつておかれたら、国民にとっては大迷惑だと私は思うんです。

だからといって、この休日法案に反対するということじゃないんです。これに対する適切な対応というものを考えるべきじゃなかろうか。この一条二項で、裁判所が好き勝手に、やりたいと思つたら権限行使してもいいなんていふ規定で事をおさめるわけにはいかないんじやなかろうか、こう考えますが、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(吉丸眞君) 今回の法案によりまして第二、第四土曜日が裁判所の休日となりますので、裁判官の立場から申しますとその日には原則として執務は行わないことになります。

ただ、国民の権利義務に密接に関連する事務、裁判事務というものがござりますので、その権利行使に遺憾のないようにするために、特に緊急の処理をする、やはり休日にでも出てきてやらなければならぬというようなものにつきましては、これはいわば例外的にと申しますか、事務処理を行なうということを考えているわけでござります。

その体制といたしましては、これまでにも日曜日の他の休日におきましては令状、勾留等の事務は日直制によって處理いたしておりました。この法案によって土曜閉庁が定められた場合、閉庁となる土曜日もこの関係では同様の取り扱いをいたします。また保釈、勾留執行停止、準抗告等につきましては、委員も御承知のとおり、これは日直制だけでは賄えないところがございます。その点で裁判所全体としての負担は重くなるわけございますが、これも先ほど申しましたように、特に緊

急の処理を要するものにつきましては担当の裁判官その他の職員が登庁いたしまして、閉庁土曜日においても処理を行うことにいたしたいというふうに考えております。

○猪熊重二君 この件に関する件に關して先ほど金谷総務局長さんでしようか、日弁連と各種協議をしてある程度の了解点というか、納得し合ったようなお話をあつたと思います。

これは昭和六十三年十一月二十一日付の日弁連から私にあてた要望書なんです。きのう付の要望書なんです。これにはこう書いてある。「当連合会の要望が全くいられていません」と。先ほどお話をだと日弁連も了解したようなお話をしたけれども、總務局長のお話が本当なのか、日弁連が私にいのう持つてきたこの書面が本当なのか、どちらか知りませんが、日弁連としては、この土曜閉庁法案に対する各種の希望、要望を申し上げたけれども、「当連合会の要望が全くいられていません」と、こう書いてあります。

それからもう一つ、この日弁連の要望書の中で言っていることは、私が先ほどから申し上げていることとほとんど同じなんですが、休日として執務を行わない取り扱いについての例外規定を法律上規定してもらいたいと、こういう要望なんですね。これは裁判官の恣意的判断によって執務したりしなかつたりということではなくして、もう少し国民の側から見れば国民の権利として、裁判所の側から見れば裁判官の職務として、この一条二項のような規定でない明確な、休日においても執務すべき例外についての規定をするべきだということを考えます。これは先ほども千葉委員も同じことを申し上げておりました。これについては早急にいろいろ検討していただきたいと思います。

なお、あと一、二点、法案に関するお伺いしますが、この附則第二条は民事訴訟法の一部を改正するということでございまして、民事訴訟法の百五十三条が直ちに影響を受けるというのではありません。百五十三条の範囲をそこまで広げることは直ちには要求されるものではないのでないかと。それに反しまして百五十六条の方は、主として当事者の方が裁判所に對してある行為をする、それが休日である、裁判所が休日にないということがありますとこれは影響を受けることになりますから期間の伸長を図る必要がある、特に今回手を加えないこととしたわけでございま

いう規定です、この附則第二条は。

そこで、私が伺いたいのは、このように百六十条の「基ノ他ノ一般ノ休日」をここでこう改正しておきながら、ほとんど同趣旨と見られる他の法律について何ら手が加えられないというとの理由をお伺いしたい。一つは、この改正規定

の百五十六条の三条前にある民事訴訟法百五十三条、ここにも「基ノ他ノ一般ノ休日」という用語があります。民事執行法八条にも「その他の一般の休日」という規定があります。手形法八十七条にも「基ノ他ノ一般ノ休日」という規定があります。

この附則第二条で民事訴訟法百五十六条だけをこのように改正して、今申し上げたような条項を改正しないことについての簡単な御説明をお願いします。

○政府委員(藤井正雄君) 民事訴訟法百五十三条でございますが、これは休日に裁判所が期日指定を行うというようなことによりまして当事者の方の休日における個人の生活の平穡、休息を害してはならない、そういうことは極力避ける方がよろしい、こういう趣旨の規定でございます。

そうであるといたしますと、裁判所が今回の法

によりまして休日になりましても一般の方々が必ずしも休日でない、そういう日につきましては、裁判所が休日になりましたからといってこの民訴法百五十三条が直ちに影響を受けるといふものではない。百五十三条の範囲をそこまで広げることは直ちには要求されるものではないので

はないかと。それに反しまして百五十六条の方は、主として当事者の方が裁判所に對してある行為をする、それが休日である、裁判所が休日にないということがありますとこれは影響を受けることになりますから期間の伸長を図る必要がある、特に今回手を加えないこととしたわけでございま

れども、この規定は、執行を受ける者の住居の平穡を保護するというものでございますから、これ

もやはり裁判所の休日ということと直接関係はないので、これもやはり手当をする必要はないのではないかというふうに考えているわけであります。

それから手形法八十七条でありますが、これは

手形法上の休日を定めておる規定であります。手形の満期日がこの休日に当たるときには、支払いをなすべき日がその休日に次ぐ第一取引日となる

ということになつております。その手形上の権利の行使は、これは支払い場所たる銀行、具体的には手形交換所において行われることでございませんから、裁判所の休日法と直接関係はないというふうに考えております。

これはむしろ銀行の休日とかかわりがあることでございまして、現在は手形法第八十七条及び小切手法第七十五條の規定による休日を定める政令などとの改正をしておりまして、ここで第二、第三土曜日が手形法上の休日ということになつておりますが、金融機関では明治四四年の二月一日から完全週休二日制を実施するということで銀行法施行令などの改正をいたしておりますので、これに合わせまして先般、ただいま申し上げました手形法第八十七条等の休日を定める政令を改正いたしました。第八十七条等の休日を休日に加えるという手当てをいたしたところでございます。

○猪熊重二君 法案に対する質疑を終わらまし

て、次にいわゆるリクルート問題に關連して二、三点お伺いしたいと思いますが……。

○最高裁判所長官代理者(金谷利廣君) 先ほど私

が日本弁護士連合会との関係で御説明申し上げましたことをつきまして、事實に反するのではないかといふ趣旨の御發言がございました。その点に關しまして一言御説明申し上げさせていただきま

す。

私どもの方では再び、日本弁護士連合会の方に足を運びまして御説明申し上げたことは先ほどの

とおりでございます。その初めの段階で、例えば閉庁土曜日に行う事務とか、あるいは緊急を要するか否かの判断の基準等について、規則とか通達で列举して定める予定はあるかというお尋ねがございました。それに対しましては、先ほど来御説明の出ておりますとおり、裁判官の判断に関する点であるとか、あるいは一部のものだけを挙げて他のものが漏れてもいけない、そういうことなどを詳しく御説明申し上げまして御理解を得たと、こう考えていただこうでございます。

そういたしましたところ、先月の末となりまし

うは、検察庁においていろいろ検査していることの国会ないし委員会に対する公表の問題について二、三お伺いしたいと思います。

まず、いわゆる五十九年十二月にリクルート社がその保有するリクルートコスマスの株百二十六万株を七十六人の人に譲渡したことが報道され、またそのような内容の書面がリクルート社の方から国会の方にも提出されているわけですが、この七十六人の具体的な人名ないしその取得株数等についての検査は終了したんでしょうか。

後に二千五百円の発行価格の株を取得するということは、一株について千三百円の利益があるという意味においてわいろ性、不法の利得性といふのは明確じやありませんか。その点についてどうお考えになりますか。

○政府委員(根来泰周君) そのいわゆる贈収賄罪につきまして、公務員であるとかあるいは職務に関連するとかいう問題はござりますけれども、わざる性につきまして從来から国会でも、過日の最高裁の決定にございました、殖産住宅の決定がございましてその内容で預らうしてどうかといふ御質

ろ資料を突き合わせまして構成していくものと思  
いますので、ただいまの公表の点についていろいろい  
ろ申し上げる段階ではないというふうに從来から  
申し上げているところでございます。

○猪熊重二君 いわゆる六十一年九月の還流株と  
称されるものですが、これについては不法の利益  
性といふのはもう一〇〇%だれが考えても明確だ  
と思うんです。

新聞等でも言つているように、株の売買というう  
名をかりた現金の交付と変わらない、こう言われ  
ているのです。三千円の未だ豆付てしま一團圓、

て、弁護士会の中の一部の方が何か衆議院の法務委員の一  
部の方に会長名義で法案についての抜本的修正を求めるといった書面を届けられたということを知りまして、私どもは非常に意外に存じまして、今まででは結論としてはやむを得ない、そし  
て私どもの説明に対しまして格段の改めた御意見、御要望はなかったので御理解いただいたと思つたわけです。非常に意外に思いまして、その時点でまた改めて日弁連の方に伺いまして詳しく御説明申し上げさせていただいて、御理解を得たところでござります。あわせて、こういう書面をお出しになられたことにつきましても非常に遺憾で  
ある旨のことを日弁連の執行部の方に申し上げさせていただきました。いろいろ御事情がおありになつたようございますが、そういうことで、私どもはこの書面が出た上でも再度伺いまして御説明申し上げ、御理解を得た、こう存じておる次第でございます。

上げましたように、椎崎議員告発の事件につきましては、共犯関係を除きまして一応の処理を終えたわけでございます。その後、その共犯関係及び国会等で御指摘のありました非公開株の譲渡関係につきまして、鋭意調査、検討をしておる段階でございます。したがいまして現下、その調査、検討がどこまで進んだかということについてはいま申し上げる段階ではないと思いますので、その辺御理解をいただきたいと思います。

○猪熊重二君　ただ、この問題はまだ公表する段階ではない、こうおっしゃるけれども、ますこの七十六名の譲り受け人について、これが果たして単なる商取引のような問題なのか、それとも犯罪行為を構成するかというふうな観点から考えてみたときに、仮に職務権限を別にした場合に、この七十六人の人間が受け取った株についての不法の利益性、一口に言えばわい性、これについては法務省はどう考えておられますか。

○猪熊重二君 私が申し上げているのは、職務権限があるかないか、これはまだいろいろ検査しなければ判明しないことでしょうけれども、この不法の利益の存在ということ自体が明らかなら、あとは職務権限があるかないだけ検査すれば、もう收賄罪、贈賄罪が成立するわけだ。要するに、職務権限の問題を別にしてわいろということの可能性があるとすれば、そういう問題について氏名を直ちに公表するということは国民に対する義務だと思いますが、いかがですか。

○政府委員(根来泰周君) その殖産住宅の件につきましても、間近に公開を控えているとか、あるいはその譲渡を受けたときに相当の利益が見込まれるとかといういろいろの条件がござります。したがいまして、そういう条件につきましても調査

長くて二週間後に五千円ないし五千五百円で売買されるということと、上場公開されるということが明らかなんですから、だとしたらこちらの、いわゆる還流株の譲り受け人が職務権限の問題さえ明確になれば取締罪になることは明らかです。これについても公表できないということですが、まず公表できないということの根拠は何なんでしょうか。

○政府委員(根來泰周君) 従来から申し上げていますように、捜査あるいは調査、検討を終えまして、要するに国会から國政調査権の発動といいたしまして私どもに御要求があつた場合には、十分の協力をさせていただきますということは從来から申し上げておるところでございます。

ただ、協力をさせていただきますという前提といたしまして、私どもも法令の範囲内で許す限りと、いう条件をつけておるわけでございまして、さらにはそのほかにいろいろの附帯的な条件といいます

きのう出した書面については全然存じませんで、これもまた、今までの経過からすれば大変意外に存じます。私どもとしては、日本弁護士連合会に十分御理解を得たと、こう考えることについては何らうそ偽りはない、こう考えております。一言証明させていただきます。

○猪熊重二君 リクルート問題に関して、検察庁においていろいろ捜査をしておられるということについて大いに頑張ってやっていただきたいと思うし、国民の期待もそこにあると思います。きよ

○政府委員(根來泰周君) その点につきまして、もう国会で三十回以上いろいろ御指摘がございました。そういう点を含めまして調査、検討をしているというふうに理解しております。

○猪熊重二君 このときの売買代金額は、一株に換算して千二百円。しかし、この譲渡の当時においてリクルートコスマス社の第三者割り当ての発行株価は二千五百円ということが既に決定されている、このように伺っておりますが、もしそうだとすれば、千二百円で二ヵ月後にあるいは四ヵ月

をする必要がございます。  
さらに繰り返して申し上げますけれども、現在  
なおいろいろ調査、検討中でございまして、おつ  
しやるようなリストといいますか、そういうものが  
検察庁にあるかどうかということについても申  
し上げることはできないと思ひますけれども、私  
の感じいたしまして、この前、国会に提出され  
たようなリストは検察庁は把握していないのです  
ないかというふうに思ひますが、どうぞ。  
これからそういう点について、検察庁でいろい

か、そういうものがあるわけでございます。しかし、今のリストの問題につきましては、現在まだきっちと確定しているという段階ではなくて、まだその確定に至る経緯にあるわけでございます。段階にあるわけでございますから、今公表しろ、あるいはこういう条件をつけるから公表しろといふ御要請がございましても、私どもは手元にそれだけ公表できる自信のある資料はないといいますか、そういう段階ではないということで、その段階ではないと申し上げているところでございま

○猪熊重二君 どうも公表できないということの理由は何回聞いても私はわかりませんが、譲り受け人の中では政治家に関する問題については公表するべきが当然だと思っています。

私が刑事局長に申し上げるのもおこがましい話ですが、これは非常に重要なことだから私は読ませてもららう。東京地裁昭和三十三年十二月二十四日判決で、この判決の判旨は最高裁において昭和四十年六月二十三日に正当と判断されていることです。判文をそのとおり読みますと、

公務員はすべて国民全体の奉仕者であり、公務員の選定、罷免は、国民固有の権利であるから、主権者（選挙権者）である国民は、公務員またはその候補者の適否を判断するため、当該公務員またはその候補者について知る必要があり、また知る権利を有するものである。従つてその判断に全く關係のない私事に關してはとにかく、いやしくも右判断に關係がある限り、たゞ過去の私事にわたつたとしても、眞実である限りその事実の公表は許されねばならず、その具体的な限界は、その公務員の職務の性質と相関的に決定すべきであるが、特に国会議員などその候補者については、他の一般公務員と異なり、その適否の判断には殆んど全人格的な判断を必要とするものと解される。

こういう判示をしています、御承知だと思いますが。要するに、どういう国会議員を選ぶかというのは国民の権利なんです。そして国会議員は、その全ての私事以外の問題についてはすべて国民に明らかにするべき義務がある。だとしたらこのリストの中から、何もリストを完全にそろえて、七十六人びたらんとそろえて全部出しなさいとかどうとかということじやなくて、あるいは還流株を受けたのがまだ判明しないのがいるとかいないとか、それには別にして、少なくも政治家ないし、その秘書、その親族、これについてははわかっている限度において直ちに現在公表するべきが法務省の国民

に対する義務だと思いますが、いかがですか。

○政府委員（根來泰周君） 言葉を返すようになりますけれども、この公表問題につきましては、刑事訴訟法の四十七条という規定がございまして、そういう法令の制限がございます。また私どもが、私どもといいますか検察官がやっていまして、その他の道義責任の追及をいたして

あるいはその他の道義責任の追及をいたしてあるわけございません。

そういうことで、道義的責任を明らかにするためにそういう資料の公表ということになりますと、やはり国会で一つの基準なり範囲なりをお定めいただきまして、それにのっとって刑事訴訟法の四十七条の許す範囲内で御協力を申し上げると

いうのが従来の解釈でございますし、また、その経過を話せといふ御意見もございますけれども、資料を提出する限りはやはりはつきりした、間違いないのないものを提出しなければなりません。

そういう点で、現在まだ調査、検討中でございまして、そういう確定的なものはないのでなかろうかというふうに私も考へておりますので、公表問題について一般論として申し上げることはで

きましても、具体的にどうすることを申し上げるかということについては、ただいま申し上げられない段階であるということを繰り返して御説明し、御理解をいただいておるところでございま

す。

○猪熊重二君 刑事訴訟法四十七条についてはいろいろな見解がありますが、いずれにせよ一般的な見解によれば、その書類の保管者が、保有者が公益上の必要があると考へられれば公判の開廷前においても開示できる、公開できる、こういう規定になっています。

現在、どの政治家がこのような非常にわいろ性の強いというか、職務権限さえあればわいろそのものと言える金銭あるいは株の形をとった金銭、これを受領したかしないかを明らかにする、これほど大きな公益はないじゃないですか。これほど大きな、民主主義原理に立つてこれほど大切な公

益はないじゃないですか。だとしたら、書類の保管者である法務省は、公益のために、公益上の必要を認めて、全部じゃなくとも、せめて政治家、それに関連する者の氏名を直ちに公表するべきだ

と思いますが、それは徹底的に御努力して解明していただきたい。それが現在の民主体制を確立するための不可欠の要素だと思います。

法務大臣にも、いろんな政治的事情もあるでありますけれども、ともかく頑張つてやつていただきたいと心から希望します。

○政府委員（根來泰周君） 大臣の前に少し御説明させていただきますのは、先ほども申し上げたところでもございました、顧みますとロッキー事件のときにも四十七条の精神にのとりまして一部国

会議員のお名前を申し上げたわけござります。しかし、そのときもいろいろそなはかにあるのではありませんかという御注文がございました。しかし、これはやはり国会でいろいろ御意思を御決定いたしました、その上で私どもは検討させていたきました、そののが一般的な考え方でございます。そして、この問題につきましては、先ほどから繰り返して申し上げておりますように、まだ検討、調査中の過程にございまして非常に不確かなものでございます。したがいまして、まだそういう段階に至っていないということを申し上げているところです。

それで、ただいままで刑事局長が申しておりますように、まだ調査、検討中の段階でございまして、やはりこれはある程度明らかになつてしまつませんと、なかなか他の人権とかいろいろ考慮いたしますると出し得ないものである、かのように

おもて開示できる、公開できる、こういう規定によっては法令の許す範囲におきまして最大限の協力をいたしますと出し得ないものである、かのように

返して申し上げておりますように、まだ検討、調査中の過程にございまして非常に不確かなものでございます。したがいまして、まだそういう段階に至っていないということを申し上げているところです。

それで、ただいままで刑事局長が申しておりますように、まだ調査、検討中の段階でございまして、やはりこれはある程度明らかになつてしまつませんと、なかなか他の人権とかいろいろ考慮いたしますと出し得ないものである、かのように

返して申し上げておりますように、まだ検討、調査中の過程にございまして非常に不確かなものでございます。したがいまして、まだそういう段階に至っていないということを申し上げているところです。

○委員長（塙出啓典君） 午後一時十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後一時一分開会

○委員長（塙出啓典君） ただいまから法務委員会を開いたします。

裁判所の休日に開する法律案並びに検察及び裁判の運営等に関する調査を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○諫山博君 日本共産党本部の正面玄関の人の出入りが公安調査庁職員の監視用ビデオによって長期間にわたつて盗み撮りされるという、国家権力による重大なスパイ行為が発覚しました。さういう参議院の本会議で我が党の上田耕一郎議員がこの問題を取り上げて、このような権力犯罪が許されてよいと思っていてるのはかと質問しました。

これに対して、竹下総理は一般論を述べるにとどまりました。林田法務大臣は竹下総理の一般論を援用するとともに、東京地検が告訴、告発を受け検査中で、その結果を得たなければならないと答えられました。明確に許されない行為であるとう答弁を期待していたんですけれども、そういう答弁にはなりませんでした。この点は極めて遺憾ですけれども、きょうは盗み撮り行為の違憲、違法、不当性の問題には触れないことにします。

この事件に対する事実関係だけを質問します。事実関係に限つて答えていただきたいと思います。

盜み振りを行つてゐた場所は、共産党本部の正面玄関の真ん前にある北参道ダイヤモンドパレス二〇五号室からです。この部屋には當時二人の人物が出入りしていましたが、私たちの調査によりまして、二人とも公安局の職員であります。一人は大和田忠です。この二人の公安局の職員局の職員の経歴及び役職を説明してください。

○政府委員(佐藤道夫君) まず、山口事務官の経歴について御説明申し上げます。

山口調査官は、関東局調査第一部第一課に所属し、破壊活動防止法第四条第一項第一号に掲げる暴力行為等破壊活動を行つた団体に対する調査のほか、主として日本共产党の組織、活動等の調査を担当している事務官でございます。

なお、大和田事務官についても同様でございます。

○諫山博君 いつごろから公安調査庁の職員になつたんでしようか。

○政府委員(佐藤道夫君) 山口事務官は六十二年四月一日採用ということになつております。

なお、大和田事務官につきましては手元にちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後刻調べて御回答申し上げます。

○諫山博君 これは委員会外でも結構ですか、後日私に知らせてください。いいですか。

○政府委員(佐藤道夫君) はい。

○諫山博君 ダイヤモンドパレス二〇五号室にはジャナエレクトロニクス株式会社東京連絡事務所の表札が掲げられています。表札は、株式会社といふ表現を使わずに「睇」という字になつています。ジャナエレクトロニクス株式会社といふのはいかなる会社なのか、本店の所在地、代表取締役の氏名、営業内容を説明してください。

○政府委員(佐藤道夫君) 調査の必要上この会社名を用いて監視所を設けていたわけでございますけれども、当時の記録によりますと、この会社といふものは、当時カナダに所在していた会社のよう

○諫山博君 ジャナエレクトロニクス株式会社と  
いうのがカナダに本店を置いて実在していること  
は事実なんですか。

○政府委員(佐藤道夫君) ただいまお答え申し上  
げましたとおり、当時カナダに実在していたとい  
うことは事実のようでございますけれども、現在  
どうなつておるかということは詳細把握されてお  
りません。

○諫山博君 調査の必要上この会社の名前を使つ  
たということですけれども、相手方の会社の了解  
は得ていたんでしようか。

○政府委員(佐藤道夫君) 遺憾ながら大分前のこ  
とでございまして、詳細な記録は持ち合わせてお  
りませんけれども、関係職員等の記憶によれば、  
仲介する者があつて使用した商号であるというこ  
とでございます。

○諫山博君 そうすると、公安調査庁の職員の調  
査活動である事実をカムフラージュするためにシ  
ヤナエレクトロニクス株式会社東京連絡事務所と  
いう名前を勝手に使つたというふうに理解してい  
いでしようか。

○政府委員(佐藤道夫君) 勝手にということは私  
申し上げておりません。

○諫山博君 結局、相手方会社の了解を得たかど  
うかは確認されていないのでしよう。相手の会社  
側の了解を得ているのであれば、この会社はどう  
いうことを業務としている株式会社なのかお聞き  
したいと思います。

○政府委員(佐藤道夫君) 了解を得ているかどうか  
が不明である、当時の記録も逸散し、関係人の記  
憶も定かではないということを申し上げたわけで  
ござります。

○諫山博君 二〇五号室ではこの会社の営業活動  
は行っていなかつたわけですね。

○政府委員(佐藤道夫君) 先ほども申し上げましたが、調査の必要があつて使用したものである、看板であるということをございます。

○諫山博君 相手方の会社の了解を得ているかどうかはつきりしませんけれども、今の説明によれば調査の必要上こういう看板を下げたというのですから、やはり公安調査厅の職員の調査活動の場であるということを秘匿するためにこの表札を掲げたと理解していいでしようか。

○政府委員(佐藤道夫君) 破壊活動防止法に基づいて行います調査といふものは、公然と行われることもございますし、秘匿と申しましようか、隠密に行われることもございます。

○諫山博君 今の私の指摘を否定されませんでし  
だから、そういうものだと私は理解します。  
そこで、ダイヤモンドパレス二〇五号室の使用  
料、電気・ガス代、水道料、電話料はだれが負担  
していたんでしようか。

○政府委員(佐藤道夫君) 関東公安調査局におい  
て負担しております。

○諫山博君 二〇五号室は小柳という所有者がお  
られますけれども、調査活動に使用するといふこ  
とは所有者である小柳さんには話しておられまし  
たか。

○政府委員(佐藤道夫君) 当時の関係者の記憶に  
よりますと、殊さらにはその関係は告げなかつたと  
いうことでござります。

○諫山博君 あの部屋の賃料及び電話料は幾らぐ  
らい払つていたんでしようか。

○政府委員(佐藤道夫君) 契約内容のことにつき  
ましては相手方のあることでございます。ビルの  
所有者と契約をしておりまして、この契約の内容  
を公開の場で申し上げることにつきましては、所  
有者の了解を得てございませんので、相当額の賃  
料を支払つていたということを了解いただきたい  
と思います。

なお、電話料につきましては、手持ちの資料が  
ございませんので、これまた後刻、先生にお届け  
したいと思つております。

○諫山博君 私たちの調査によれば、遅くとも昨年六月ごろからあの場所で盗み振りをしていたという事実が判明していますけれども、実際に盗み振りを開始した時期はいつごろなのか、御説明ください。

○政府委員(佐藤道夫君) 最初にお断り申し上げますが、公安調査庁といたしましては盗み振りはいたしておりません。盗み振りという言葉はいさかちょっと耳にさわるものでございますから、お言葉を返すようでございますけれども、ちよつとお断りさせていただきます。

公安調査庁といたしましては、庁の発足以來、日本共産党を破壊活動防止法上のいわゆる調査対象団体と指定しております……

○諫山博君 私が聞いているのは、いつごろからこの部屋を使用していたのかということです。正確に答えなさい。

○政府委員(佐藤道夫君) その関係で今申し上げておるわけでござりますけれども、よろしくうございましょうか。

○諫山博君 いつごろからを答えなさい。

○政府委員(佐藤道夫君) 数年前から使用しております。

○諫山博君 マスコミの情報では昭和五十七年の七月ごろからという話もありますけれども、これは正確ですか。

○政府委員(佐藤道夫君) 先ほども申し上げましたが、契約の相手方の了承を得ずに契約内容を公示するわけにはいきませんので、数年前から使用していたということで御了解をいただければと思います。

○諫山博君 契約内容ではなくて、いつごろからあの部屋で調査活動を行っていたかということです。数年前ということを言わされましたけれども、もつと特定して説明してください。

○政府委員(佐藤道夫君) 五十八年七月からでございます。

○諫山博君 その当時から共産党の正面玄関を出入りする人を写真で撮影することが目的でした

か。それとも、他の目的もありましたか。

○政府委員(佐藤道夫君) この監視所を設置するに至りました理由につきまして、極めて簡単ではございませんけれども、紹介させていただきたいと思います。

○諫山博君 私は理由は聞いておりません。何のためにこの部屋を使おうとしたのかです。正確に答えてください。

○政府委員(佐藤道夫君) 破壊活動防止法を施行するに必要な限度におきまして、この部屋を使用しまして対象団体である日本共産党的動向を観察していましたというわけでございます。

○諫山博君 私が聞いているのは、発覚したころは盗み撮りをしていた事実が発覚していたわけですね。初めからそういう目的で借りていたのか、それとも違った調査も考へていたのか、そういうことです。

○政府委員(佐藤道夫君) 破壊活動防止法の適正な運用を図るという観点からでございまして、対象団体である日本共産党的動向の観察、その一環といたしまして団体の構成員、役職員等の身元の確認の作業等を行っていたということでございました。

○諫山博君 その方法は、ビデオカメラで出入りする人を撮影する以外にも方法がありました。あなたは確認と言われましたけれども、確認の手段を聞いているんです。

○政府委員(佐藤道夫君) ビデオカメラで撮影しましたというお話をございますけれども、ビデオはモニター的につままで撮影していったようなことはございません。

それから、何度もお断り申し上げますけれども、盗み撮りはしておりません。○諫山博君 盗み撮りであったかどうかというのは日本語としての評価の問題ですから深入りはしません。

そうすると、私が何回も聞いているのは、撮影するだけではなくて、その他の手段も採用してい

たのかということです。この点についてはまだ答えがありません。

○政府委員(佐藤道夫君) 極めて間近に設置された監視所でござりますから肉眼の観察が主でございまして、その肉眼を補助する意味におきましてビデオ等の利用がなされていたということでござります。

○諫山博君 あそこは共産党的な関係の人だけではなくて——あなた笑われましたけれども、私の問い合わせがおかしかったですか。はじめて答えなさい。

○政府委員(佐藤道夫君) 政党本部でござりますので、いろいろな方が出入りすることは了知しております。

○諫山博君 十一月十七日の午後三時ごろ、東京地方裁判所の裁判官が証拠保全の目的でこの部屋に立ち入りました。目的は、盗み撮りの資材が残されているのではないか、これを確認するためです。私も代理人の一人としてこの証拠保全に立ち会いました。室内は明らかにスパイ工作のためのアシトというような横様でした。そこで表面的に目に付いただけでもビデオカメラ二台、ビデオデッキ一台、両者を結びつけるケーブル、モニターア用と思われるテレビ二台、二百ミリの望遠レンズなどが置いてありました。そういう器材が置いてあったことは認められるかどうか。さらに、この器材はだれの所有でしょうか。

○政府委員(佐藤道夫君) 器材がその部屋で使用されていたことも含めて認めるに申しましようか、承知いたしております。

それから、これらの器材は公安調査庁の管理する国所有のものだと思います。

○諫山博君 盗み撮りをしたフィルムなどはどのように処理し、だれがどのように保管してしまったか。

○政府委員(佐藤道夫君) 私どもは適正な破壊活動防止法の執行という観点で必要な措置を講じてきました勤務していた者は山口調査官一人のようになります。山口調査官の話によりますれば、ただいま先生がおっしゃいました時間にドアをた

たく音が、ノックをする音がありまして、中銃を施したままドアを開けてみたところ、自治会の者がただいま先生がおっしゃいました時間にドアを開けたところが、いざれも関東公安調査局の公用車であることがわかりました。とすれば、あのときに山口氏を連れ出したのは公安調査の職員だといふように推定されますけれども、

やはりいささか気になるところでござります。

それはともかくさておきまして、撮影いたしました写真等につきましては、人物確定の、対象団体の構成員の確定の資料というふうな形で必要なものは保管されておるということでござります。

○諫山博君 どこで保管していますか。

○政府委員(佐藤道夫君) 必要なものに限りまして公安調査庁内部で保管しております。

○諫山博君 共産党側が盗み撮りの摘発に手をつけたのは十一月十六日の午後零時四十分です。

私は坂本修弁護士がダイヤモンドパレス二〇五号室を訪問しました。私は議員の名刺を示して、

参議院議員の諫山だ、不審な点があるから聞きました。ドアを開けてくれ、こう言つて直接を申し入れました。坂本修君は、私は弁護士だ、事情を聞かれました。

私は弁護士だ、そのときにはチーン錠をかけたまま玄関口に顔を出して、トヒロシですと答えております。ナカザトヒロシというのはどういう人物でしょうか。公安調査方にそういう人がおられるのかどうか。

○政府委員(佐藤道夫君) 恐らく山口調査官がとつさの判断で使った偽名ではなかろうかと思います。

○諫山博君 あなたは公安調査庁の職員でしょ

う、山口さんでしようと私が聞いたのに對して山口さんではないと、公務員でもない、公安調査の職員でもない、こういう言い方をされるんですねけれども、ああいう場合は堂々と公安調査庁職員の山口だというふうに名のるようには指導されませんか。

○政府委員(佐藤道夫君) 当日、この監視所におきまして勤務していた者は山口調査官一人のようになります。山口調査官の話によりますれば、ただいま先生がおっしゃいました時間にドアをた

きなり、かなり太い丸太がドアの間に差し込まれて、とっさに自分としては正常な判断を失ったと。要するに正常な方々がお訪ねされたのではない、何かの誤解があつて暴力団その他の方々が訪れてきたのではないかというふうにとっさに考えてしまつたということを彼は申しております。

○諫山博君 最初に正式に申し入れたのは、参議院議員の諫山という名のりで、名刺も渡して、もう一人坂本という弁護士だったという報告はありませんか。

○政府委員(佐藤道夫君) さような報告は受けております。

○諫山博君 都合の悪いところは報告しないといふ立場のようですがれども。

私たち二〇五号室を訪問したのとほとんど同時に、山口祐嗣ほかということで公安職員職権乱用罪、偽計業務妨害罪で東京地檢に告訴、告発しました。そして、盗み撮りは犯罪行為だ、二〇五号室の品物を外に持ち出さないようにといふことを入っている山口さんに何回も伝えております。ところが、当日の午後八時ごろ、五名ぐらいい人がこの部屋の中に入つて山口さんを取り囲むようにして脱出したしました。そのときに近くに住んでいる八十六歳の石井とよさんを突き飛ばして、全治三ヶ月を要する重傷を負わせていました。

五名の人がこの部屋の中に入るまでにはいろいろなきつつがありました。この現場には小林亮淳という弁護士がいて、小林弁護士がその場に来た人たちに対して、あなたたちは公安調査庁の職員ですか、職員であれば身分証明書を見せてくださいと何回となく申し入れましたけれども、公安調査庁の職員とも言わないし、身分証明書も見せませんでした。ただ、山口氏を連れ去るときに自動車六台が使用されていますけれども、この六台の番号を調べたところが、いざれも関東公安調査局の公用車であることがわかりました。とすれば、あのときに山口氏を連れ出したのは公安調査の職員だといふように推定されますけれども、

間違ひありませんか？

○政府委員(佐藤道夫君) いろいろ問題もある上うでございます。

ます。立ち去る際に付近を歩行していた老人を突き飛ばしてけがをさせただしたことのようですが、ありますけれども、この件につきましてはただいまま警察当局において捜査中というふうに我々は重っておりましますけれども、いずれにしましても我が方の職員の供述等によりますれば、突き当たつたのはむしろ我が方ではないということをはつきり証言しておりますので、いずれ警察当局の捜査によつて事案が解明されるものと考えております。それから、名前を名のらなかつたといふようなことでござりますけれども、かなり異常な状況下で緊迫下のもとでありますので、名前を名のり合ふうといふふうな状態ではなかつたように私は考えます。

それから、連れ去つた。連れ去つたという言葉も必ずしも正確じやないと思ひますけれども、  
当時、山口君を迎えに行つた職員はすべて公安調査  
査の職員でござります。

○諫山博君　あなたは報告に基づいて答弁されるわけですがれども、幾つかの重要な問題で眞実に反するわけですよ。例えばこの部屋を真っ先に訪ねていったのが私と坂本弁護士であつたという点もあなたには報告がなかつたようだし、八十六歳のおばあさんにけがをさせたのが山口氏を連れ去つた公安調査庁の職員であつたということは衆目の一一致しているところです。たくさん的人がその現場を見ておりました。

しま  
した。

○政府委員(佐藤道夫君) 証票の提示は破壊活動示して、実は公安調査庁の職員の者だと伝えるべきではないでしょうか、一般に。  
防止法三十四条におきまして「職務を行ふに当つて、関係人から求められたときは」と、こういふふうに書いてございます。この規定の理解の仕方といたしましては、私どもは調査に当たりまして相手方と直接をする、その相手方から求められたときは、というふうに理解しております。これがあの制定当時以来の解釈であるというふうにまでは考えてもおる次第でござります。  
それから現場の状況が、先ほども申し上げましたとおり、テレビ等でも放送はされておりましたけれども、かなり混雑した混乱したような状況下にありまして、その段階でお互いに冷静に落ちついて身分証明書の提示を求める、また求められたということは私、報告を受けておりません。  
○諫山博君 盗み撮りが摘発された翌日、十七日ですが、午前十一時過ぎに四、五十人の者がJR代々木駅方面からと明治通りの方向から、集団をなして二〇五号室のところに来ました。そして、その中の五名が強引に二〇五号室に立ち入つて、約十分間の後にナイロン地の袋カバン、茶色の袋様の物三個を持ち出しました。小林弁護士を初めとして、これは我々が告発している刑事事件の重要な証拠物だから持ち出さないようについてを繰り返し指摘しております。また、間もなく東京地方裁判所の裁判官が証拠保全のために現場に来るはずだ、証拠保全が行われる前に中の物を持ち出すようなことは控えてもらいたいと要求しましたけれども、三個の品物を強引に持ち出しました。

そこで二つの点を質問します。  
あのときに現場に来た四、五十人の者及び二〇五号室から品物を持ち出した人は公安調査庁の職員であるかどうか。第二に、持ち出した品物は何なのであったのか、説明してください。  
○政府委員(佐藤清夫君) お断り申し上げておき

○諫山博君 何を持ち出されたかということは具体的に説明されませんでしたけれども、要するに調査の結果を記載したさまざまな書類とか、あるいは撮影した写真、フィルム類を持ち去ったというふうに聞いていいですか。

○政府委員(佐藤道夫君) 保管場所を移行したというふうに御理解いただきたいと思います。

○諫山博君 あなたは盗み振りといふ表現は適当でないよう言われましたけれども、要するにこそりと写真を撮っていたわけでしょう。あのカメラのレンズはまさに共産党の正面の出入り口を向いていましたね。そのことは否定されないでしょ。どうですか。

○政府委員(佐藤道夫君) カメラがそういう角度にあつたことは認めるにやぶさかじやございませんが、盗み振りというものではございません。あくまでも法の適正な執行ということをございます。

○諫山博君 限られた時間ですから、盗み振りの問題については以上で終わります。

次に、法案について質問します。

労働時間短縮というのは国際的な潮流です。日本の労働者の労働時間が諸外国に比べて異常に長いといふことも言うまでもありません。ですから、土曜閉店のための法案が我が国の労働者の労働時間短縮の一つの契機になることを私たちは期待しております。問題は、裁判所、拘置所、警察ということになりますと、憲法で保障された国民の諸権利との関係をどうするかです。弁護人の選任権あるいは国民の迅速な裁判を受ける権利、これとの調整をどう図るのかというのが一番重要な課題ではなかろうかと思ふんです。

そこで、弁護人の接見交通権との関係で衆議院でも大変な議論がされているし、午前中でも問題になりました。弁護人に依頼する権利といふことになつてゐるし、直ちに弁護人に依頼する権利が保障されなければ、勾留、拘禁が違憲、違法になる性質のものだと理解していますけれども、

その点は矯正局長の見解も同様でしょうか。

○政府委員(河上和雄君) 弁護人依頼権が憲法上の権利であるということは私どもも理解しております。ただ、その具体的な行使の場におけるあり方というのは、刑事訴訟法、その他の下位の法令の方にゆだねられている、そう考えておりま

○諫山博君 通常、弁護人に依頼する権利と言わ  
っていますけれども、正確には直ちに弁護人に依

頼する権利、つまりだれかが逮捕された、勾留された、そういう場合には直ちに弁護人に面接できるというのが憲法上の要請になっています。

○政府委員(河上和雄君) 現在、土曜日は開庁いたしております。したがいまして、土曜日の午前中でしたらば弁護人の接見というのは通常行われているわけでございます。しかし、土曜日の午後あるいは日曜日、休・祭日、これはやはり弁護人の接見というのは行われていないわけでござります。ただ、今御指摘の土曜開庁が行われますと、閉庁の土曜日には原則として弁護人の接見というのは困難になるのではないかと現在考えております。

○諫山博君　衆議院の法務委員会で、土曜日における弁護人の接見問題について法務省側から三つの要件が挙げられています。弁護人からあらかじめ連絡があること、当日接見を行う必要がある場合、職員配置の都合がつけば対応する、これが今

○政府委員(河上和雄君) 各施設ごとにいろいろ地域性それから職員配置の事情が異なりますが、そういう方向で何とか弁護人の接見を実現する方向で努力したい、こう申し上げたわけでございます。

○鈴山博君 非常に問題だと思うのは、当日接見をする必要があるかないかというのは弁護人が判断する。これは拘置所側が判断すべきではないと断定する。

思うが、どうでしようか

○政府委員(河上和雄君)　土曜閉庁日はこの行政機関の休日に関する法律案によりますと日曜日と同じということになるわけでございまして、現在の監獄法で、日曜日にについてといいますか、接見全体について、どちらかと言えばその権限性というものは比較的制限されるような形の立て方にない

つております。

の法案が通ることによって閉庁になるということになれば、やはりそれによって影響を受けることがあり得るわけだというので、何とか努力して少しでも施設ごとに検討して、会う方向、会わすこと

とのできる方向でいけないだろうか、こういうふうに考えて今検討させているところでござりますが、実際問題として、職員配置がぎりぎりの施設というものが全国に多數ございまして、一律に必ず会わせろということは難しいのじゃないかと思つております。

それから、今御指摘の重要性あるいは緊急性、それは地位的にもちろん当該弁護士がよく知つてゐるわけございまして、それを説明していただければ、私どもの方としては何とかそれに対応できまいだらうか。ただわけもなしに理由も告げず、会いに来たのだから会わせろということにな

りますと、職員を私どもは皆残業させる、あるいはわざわざ招集するという形で会わせなければなりません。大変なやはり労力を伴うわけですし、職員を、適当な言葉じゃないかもしれません、泣かせてやらなければいけないのですから、それなりの理由というものを私どもとしては欲し

い、こう思つておるわけでござります  
○諫山博君 警察厅に質問します。  
警察は土曜日でも日曜日でも犯人を逮捕します  
ね。休日になつてゐる土曜日に犯人を逮捕すれば、当然弁護人は接見に駆けつけます。その場合は自由に接見させましょうか。

まして、したがいまして留置場におきましても、

その管理体制は現在の土曜日の執務時間内に比  
まして弱くなつております。しかしながら接見  
通権の重要性にかんがみまして、事前の連絡を  
いただきました上で留置場の管理体制を整えて面  
していただく、そういうふうにならうかと思いま  
す。

○諫山博君 休日になつた土曜日に犯人が逮捕された。弁護人に会いたいと言つてゐる。弁護士

驅けつける。そうすると、直ちに弁護人を選任されなければならないのじゃないですか。  
○説明員（片山晴信君） その御趣旨はよくわかつておりますけれども、土曜の閉庁された場合あるいは日曜日等におきましては体制は弱くなっていますので、接見していくだけ留置場の管理運営体制、これを至急整える必要がございますので、その限りにおきましてはちょっとの時間待って、ただくことがあらうかと思いますけれども、できるだけ早く会っていたくように考えておりります。

といふ憲法上の原則に反することになるわけですが、だから日弁連などからの要請は、民事上のさまざまな手続、国民の裁判を受ける権利との関連で出てくる手続、刑事上の手続、これに対しても機力支撑がないようにならうとする要望が提起されてゐるわけです。

私は接見の問題に限つて質問しましたけれども、いわゆる警察拘禁二法の日弁連と警察庁との意見交換、あるいは法務省との意見交換などでは、時間外の弁護人の接見はなるべくできるようにならねばならない。その方向から言えば拘禁二法が通ろうと通るまいと、やろうと思えば土曜閉鎖の法規が成立した後でもできることですし、その上

どうお考えですか。

日弁連の批判としてこういうことがあります。拘禁二法が通ればそういうことも自由になる、しかし今拘禁二法が通っていないから制限を受けるのは当然だ、これは拘禁二法を人質にとるようなものではないかという批判があるわけです。拘禁二法が通つてできることがなぜ土曜閉園法案が通

務省と警察庁、答えてください。

○政府委員(河上和雄君) 御承知のように刑事施設法案、現在衆議院でもって御審議いただいておられます。現在、刑事施設法案が成立するまでは明治四十一年に制定、施行されました監獄法に基づいてこの種の接見その他を行っているわけでござりますが、監獄法は八十年前の古い法律でござります。当時としては比較的新しい、当時の刑政の思潮を盛り込んだものだと思ひますが、しかし現状在の目で見ますと、すべて刑事施設の長は何々まで見ることを許すことができるという、そういうふうな立て方をしておりまして、必ずしも被収容者の権利性あるいは義務性、さらには職員の職務の執行に関する根拠法規としては明確でございません。それからまた、必ずしも矯正処遇といつたものを前面に出している法令ではございません。しかし、八十年の間に非常に矯正関係では世界

的にも、また我が国においても考え方方が進歩いたしておまりして、それなりの新しい矯正処遇というものがいわば常識みたいな形になつてきております。しかし、この八十年の間、結局監獄法に編まれまして、予算にせよ、あるいは職員にせよ、いわば中に入れておくといったことだけを主たる

目的とするような考え方ややってきておりまして、残念ながら十分な予算あるいは人員の手当でないもののがない状況にございます。

ただ、刑事施設法案が通りますと、これは非常に新しい考え方を持つておりますし、例えば外泊制度あるいは外出制度にありますように、現在は外へ出す場合、必ず職員の戒護のもとに出さなければいけないわけでございますが、そういうこと

なしに自由に出ていくことができる。そういうた  
新しい制度を取り入れることによって根本的に職  
員配置というものを変えることができる、そういう  
うふうに私どもは考えております。新しい制度を  
取り入れることによって根本的にそういうものを  
変えることができるならば、日本弁護士連合会を  
初めとして非常に要望の強いそういうた弁護人の  
接見については、できる限り我々としては努力し  
ていきたいと、そういうことで日本弁護士連合会  
との話し合いの中でその種の、何といいますか、  
通達案だったと思いますが、そういうた基本案を  
お示ししたわけでございます。

支障も生じております。これをふやす努力は今まで重ねておりますけれども、さらに一層そういう努力をしてまいりたいと存じます。

○開嘉彦君 本日の議題になつております裁判所の休日に關する法律案、いわゆる隔週土曜日法案、これについては労働時間の短縮という意味で趣旨には賛成ですけれども、ただ、それに伴いまして、例えば保釈の手続の問題であるとか、令状の発付の問題であるとか、その他の國民の権利に関する問題が傷つけられる心配はないか、そういう点から質問をする予定でおりましたけれども、けさほど来、専門家である同僚議員からいろいろ微に入り細に入り質問がございまして、それに對する答弁、必ずしも明白ではなかつたよう思いますけれども、私から質問しましてもそれ以上の回答はないと思いますので、その問題についての質問は重複しますから取りやめます。

ただ、くれぐれも國民の権利がこれによつて少しでも侵害されることがないよう、遺漏なきよう努力していただきたい。その希望だけをつけ加えておきます。

の問題でござります。

私は法律の専門家ではない素人なんですけれども、この法務委員会に来ましていろいろ本を読んでいるうちに、専門家の間では当たり前のことが

土曜開庁には結構です。ただ、国民の裁判を受け  
る権利、あるいは憲法や法律で保障されたさまざま  
な国民の権利が侵害されなければならないという立  
場から、例えばもつと人員を補充する。もつと  
も、これは警察には要求いたしません。警察には  
要求しませんけれども、拘置所とか裁判所に必要  
ならば人員を補充するという努力をして、今のさ  
まざまな問題を積極的に解決すべきだと思います  
けれども、この点、法務大臣にちょっと意見を求  
めます。

て不整合ではないかということを素人なりに感じたわけでございます。

最初に質問申し上げますけれども、それぞれ各省庁でつくっておりますところの行政法規、特に罰則につきましては、やはり刑法との整合性であるとか、行政法規見直しの整備等いろいろと

○國嘉彦君 ところで、これはこの間亡くなられた伊藤慶樹さんが東京高等検察院検事長時代に書かれた論文なんですがれども、我々素人にも非常にわかりやすく書いてあるものでけれども「罰則のはなし」というのを書いておられます。これから言う事実については、その伊藤さんの書かれこもから繋がっているだけですねども、行  
相談をいただいて、いろいろともに研究している  
要件の明確化ということが一つでございますし、  
二つ目は刑罰の均衡と申しますか、そういう点も  
御相談いただいて、いろいろともに研究してい  
る  
と思います。それについて法務省ではやはり調整して  
おられると思うんですけれども、そういうふうに  
理解してよろしくうございますか。  
○政府委員(根来泰周君) 仰せのように、行政罰  
則につきまして各省から立法の際に私どもに相談  
をいただいております。

たものから採用さしてしまわなければいけないとも行  
政法規を読みますと懲役または罰金刑、選択刑の

場合ですね、懲役の方では、同じ一年以下の懲役になつてゐるのに罰金の方では、または罰金という場合の罰金の方の、罰金額の最高限は非常に

司法の方にも罰金刑の上限の差はありますけれども、その説明を読みますともっともな点もあるわけで、例えば同じ一年以下の懲役または罰金という場合、免状等不実記載の罰金最高刑は六万円、信書開披の場合は四万円、無印私文書偽造の場合には二万円。差がありますけれども、それによって得るところの経済的な利得というふうなことを考えて、この程度の差はあるのはあるいはもつともかなといふように思うんですが、行政法規の

方を見ますと、これも詳しくはこの伊藤さんの本を読んでいただきたいと思うんですけれども、罰

金刑の、例えばたばこ事業法、日本たばこ産業株式会社以外の者がたばこを製造した場合の罰金は百万円であるとか、銀行法、免許条件違反の場合百万円、そしてふるさと電気通信事業法違反の場合も

百万円、それから賃金等の金銭事業を通じる場合には三十万円、それから無限連鎖講の防止の法律の場合には三十万円、あるいは医薬品被害救済基金法の場合には十万円であるとか、百万円から十万円まで随分差がひど過ぎるようだ。そういう罰金刑の最高を決める場合、どういう理由で罰金刑の最高が決まっているのか。何らかの原理があるのかどうか。原理があればお教え願いたいと思います。

○政府委員(根來泰周君) 仰せの御指摘はまことにごもっとともでございまして、この罰金刑の決定につきましてはこれという原理といふものはないわけでござりますけれども、基本的には刑法がございまして、それからいわゆる特別刑法といいますが、特別の罰則ができてきているわけでござりますけれども、その刑法なり特別の罰則に盛られた罰金というのを一つの基準にいたしまして、横並びといいますか、そういうところを検討しまして、類似の案件につきまして例えば十万円ならこ

れも大体十万円であるといふよ。が、一處の目安を置きまして決定しているのが実情だと思いま

○関嘉彦君　刑法を参照しながらと言われましたけれども、刑法の場合、今言いましたように最高

六万円ですわね。それから行政法規の場合百万円ですわね。どうも余りに違ひ過ぎる。あるいは何かそり一いつた合理的な根拠なしに、そのときそのときの考え方によつてもし決められてゐるとするならば、これは刑罰の合理性を失わせることになる、あるいはそもそも罰金といふ國家の制度に対する信頼を失わせることになるんぢやないか。そのことを心配するわけですかども、法務当局として今までそういうことはお考えになつたことがございませんですから。

○政府委員(根來泰周君) 先ほど御提示のありました伊藤氏の「罰則のはなし」という書き物の最

後にも書いてありますように、やはり委員が御指摘のように統一を図るべきだという強い主張がなされております。私どもそれを十分加味いたしまして、今後罰金刑というのはどうあらねばならないかと、いろいろ研究しているわけでございます。

まず第一に、現在の罰金等臨時措置法は改正後約十五年を経ておるわけでございまして、その間に消費者物価指数は約二・五倍に、賃金指数は三倍以上に上昇しているという現状にあるわけでござりますけれども、罰金はそのまま据え置いておるわけでございます。そういうことからいたしまして、刑法に記載されている罰金額の引き上げということも十分考えなければならない問題だと思ひます。

また御承知のようす、この刑法は明治四十一年に制定されたものでございまして、例えば罰金百円以下とかそういうふうな話になつておるわけでござりますけれども、当時の考え方というものは、やはり刑法といふのは社会生活の保護といいますか、保護法益といふのがあるわけでござりますが、その保護法益の考え方も現在、社会状況の変化によりまして大きく変わつておると思います。したがいまして、そういう点からもやはり検討しなければならない問題だらうと考えております。これも前に国会に提案しようとした絵縞がございますけれども、刑法改正といふことも考えたわげでござりますけれども、そういうことでいろいろ試行錯誤しながら、この罰金刑についても考え、また将来は国会に改正をお願いするという段階にもなろうかと思います。

また、行政罰則につきましては、これは各省がそれぞれ法律を所管しているのですから、そのまま取り残されているという環境にございまして改訂するという方向でやつておりますけれども、残念ながら、改訂のない法律につきましては、そのまま取り残されているといふ状況にございました。したがいまして、こういう問題につきまして各々にお願いして罰金額の引き上げということ

も検討していただかなければならぬのではないかといふふうに思ひます。

御指摘はまことに貴重な御指摘でござります。

それから没収の問題です。これは先ほど言つた懲役と禁錮といふふうに分けてする必要があるのかどうかというふうな問題。

そこで没収はできないということになります。○開嘉彦君 私の質問しようと思ったことを今答へられたんですけども、根本的に考えまして、いわゆる懲役と罰金、これは一般的の通念としまして、あるいは専門家の間では、一体どちらが重い刑だというふうに考えておられますか。

○政府委員(根來泰周君) これは、刑法十一条には死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料というふうに刑の輕重を位置づけておりますので、一般的には懲役の方が重いという観念だらうと思ひます。

○関嘉彦君 罰金の方が軽いにいたしましても、先ほど刑事局長言われましたように、臨時措置法によって、刑罰——最初は五十倍でしたかね、それからそれを二百倍に読みかえるようになったんですけれども、それから既に十五年ぐらいたつてあります。

時間がかかるんですが、罰金の最高限に関するだけは、例えば五年ごとあるいは十年ごとに見直すといふふうなことをやるべきじゃないか、刑法改正と離れます。そういうふうに考えておりま

す。したがつてこういうのは、刑法改正の問題もありますけれども、刑法改正というとなかなか時間がかかるんですね。罰金の最高限に関するだけは、例えば五年ごとあるいは十年ごとに見直すといふふうなことをやるべきじゃないか、刑法改正と離れます。そういうふうに考えておりま

す。

○政府委員(根來泰周君) ただいま御指摘の問題で、罰金に限つて申しますと法人は軽いといふのは、まあ大方の方がそういうふうに考えているところがあると思ひます。これは行為者と事業主を両方処罰するということから、軽いという意見を言われる方は、法人を中心とした場合にはやはり罰金が軽いんじゃないかと言われるし、行為者を中心とした場合はやはり罰金が重いんじゃないか

といふふうに思ひます。

それから、法人に対する罰金刑ですね。行政規範なんかで両罰規定があるのが多いんですけども、法人に対する罰金刑が特に過ぎるんで

はないかということを感じます。

○政府委員(根來泰周君) ただいま御指摘の問題で、罰金に限つて申しますと法人は軽いといふのは、まあ大方の方がそういうふうに考えているところがあると思ひます。これは行為者と事業主を両方処罰するということから、軽いという意見を言われる方は、法人を中心とした場合にはやはり罰金が軽いんじゃないかと言われるし、行為者を中心とした場合はやはり罰金が重いんじゃないかといふふうに思ひます。

それから、懲役、禁錮を一本化するという問題

は、これは非常に大きな問題でございまして、そ

れから、懲役、禁錮を一本化するという問題

は、これは非常に大きな問題でございまして、そ</p

か事務処理の合理化等にさらに努めていくといふ  
必要もござりますが、御指摘のように長期的な増  
員計画といふものも検討はいたしております。  
○開幕式典 これはことしの十月五日の朝日新聞

うんです。その問題についてどういう考え方を持つおられるのか、そのことを質問いたします。  
○政府委員(熊谷直博君) 東京入管がパンク寸前であるという記事を私も手見いたしまして、その

のがありますね。これは今まで全然これで入ってきた者はないということなんですねけれども、こういうわゆる占領時代の遺物みたいなのはこの機会で落とし込んでおきたいと思います。その点で

方向で努力していくだくとありがたい、こういうふうに思いますし、例えばデパートではサラリーマンのために、またO.I.そしてパートの人たちのなかで音楽寺間を正直長めて大変喜ばれて、いる」と、

ANSWER

されども、「東京入管パンク寸前」で、在留期間の延長であるとか、資格の変更、永住申請なんかする者が甚だしい場合は七時間も待たされる。平均待ち時間は二時間。七時間も待たされる。ヨーロッパ系の人たちは比較的早いようですがれども、殊にアジア系の人たちが非常に待たされていると。私の友人が実際に東京入管へ行つて調べてきましたんすけれども、非常に待たされる時間が長い。これは結局、人数が少ないということが原因だと思います。

力いたしておるわけでございます。  
御質問の第一点の、十六の三で入ることになつて  
いる現在の在留資格制度是非常にあいまいであ  
るということござりますが、この点が入管管理  
法の改正の一つの眼目でございまして、私どもも  
委員御指摘のとおりあいまいであったと、同じ認  
識を持つております。  
前にも御説明申し上げたかもしませんけれど  
も、ボツダム政令時代の入管法を基礎にしており  
ます。現行では上記の二つをもつて見て、必ずし  
も、

○政府委員 熊谷直博君 関委員のこの委員会での御指摘も踏まえまして、現在の第四条、外国人の上陸、在留資格の規定を抜本的に変えまして、上陸をする際に、申請の目的である在留資格と立てる方ではなくて、外国人が日本において在留することができる場合にはこうこうこういうことであるというような、立て方自体を抜本的に変えることにいたして検討中でございます。

○関嘉彦君 結構です。

うこともございます。また地方自治体の図書館は日曜日も開館しておりますし、地元の大人はもとより、子供たちにも大変好評を博しております。裁判所も、そういう意味において利用しやすいように何か努力をしていただければと思うんですが、いかがでしょう。

ことし 来年の予算要求を表す請われたらしいことは非常に結構ですけれども、それにとどまらずに長期的にやはり何らかの計画を立てて対応されることを願っております。

それから次は、あと二分になってしまつたんですけれども、これも前の法務委員会で、それから決算委員会でも取り上げたと思いますが、入国許可を受ける在留資格、殊にいわゆる四の一の十六の三というんですか、「法務大臣が特に在留を認める者」、これは非常にあいまいで、何か法務大臣の裁量一つ、法務省の裁量一つでどうでもなるようなことは国際誤解を招く危険があるから、これをもつとほつきりさせる必要があるということを前に質問したことがあるんですけど、そのことを改定を準備中だというふうに承っているんですねが、どういう方針でこれを改めるようになって検討しておられるのか。また、これは緩和する方向に向かって検討しておられるのか。そのことをまず最初にお伺いしたいんですけども、時間がありませんから一緒にまとめて質問させていただきます。

まず現行法では国際化の著しい現状では対処できませんという面もございますので、この在留資格がないという面が改正の眼目の一つでございます。

現在、四の一の十六の三という資格で入れておられます者を今度は新たに、新たな在留資格ということで列記いたしまして、それをさらに現在問題になっております不法就労との関連で、ある在留資格は報酬を得る活動ができるものかどうかとか、そういうような在留資格の活動の内容とか身分の内容とか、そういうものを明確化するというような作業を行つております。これが御質問に關する一つの方針でございます。

それから、不法就労者の問題に關連いたしまして、そういう不法就労者を故意に、惡意を持つて、不法であると知りながら雇用する企業主及びそれをあっせんするようなブローカーに対しても、これをもつと罰するような規定を設けるべきではないかという御指摘も前からございましたし、私どももそういう認識でおおりましたので、現在準備検討中の入管法の改正におきましては、そのようないくつかの規定をも規定するという方向で考えており

○西川清君 最後になりましたんで、よろしくお願いいたします。  
さうも朝早くからずっと聞かせていただきまして、世界でも一、二の国になりますともいろいろな悩みや心配というのは本当にあるものだなあと。こうして皆さん方が本当に御苦労なさっていることが、もうひとつ国民の方にうまく届いてない部分もありますが、これを私は少しでも皆さん方にPRさせていただくというような努力をこれからもいたしたいと思います。今回、裁判所の休日に開する法律案ということで質問をさせていただくんですが、いろいろな先生方からいろいろな御質問が出ましたので、僕は本当に利用する立場になつて質問をいたしたいと思います。

今回、毎月第二及び第四土曜日には裁判所の執務は原則として行わない。国民に対するサービスを充実させるという点から考えてみると、土曜日を閉庁にしてしまうということは、むしろこれと反対に平日についても、午前中にも千葉先生の方から御質問があつたんですが、例えば火曜日は朝の六時からやつていただくとか、ちょっとと早い

役所利用の便という観点からいたしますと、委嘱御指摘のようなさまざま点で工夫すべきではないかということとも領聴に値する御意見であろうと存するわけでござります。

しかし、今回の行政機関等における土曜閉庁の導入といふのは、社会の諸般の情勢を踏まえられました上で、大局的には週休二日制を促進し、それによつて国民の生活を充実させる、そういうことを図るという政府の大きな政策御判断によるものでございまして、こういう大きな流れの中で、まだ私ども裁判所職員の勤務条件という面に配慮いたしまして、基本的には裁判所も行政機関と足並みをそろえさせていただいて閉庁を導入し、その結果、確かに閉庁日におきましては国民に若干の御不便をおかけするということになるんですが、それもやむを得ないというふうに考えさせていただきましたわけで、そのあたりを御理解願いたいと存じます。

ただ、私どもの方といたしましては、土曜閉庁を導入するに当たりましては全体としての司法サービスというものを極力低下させないよう努めたいと思います。

それから、不法在留者を雇う雇用主及びそのプローカー、それもやはり廻柵するのでないと、入ってくる人たちだけを送り返すということでは、これはしり抜けになってしまふんじやないかと思

○國嘉彦君 ちょっと時間が過ぎましたけれども、ボーダム政令で思い出しました。  
四の一の十四、「永住しならざる者」という

なんですが、一つのアイデアとしてお聞きいただきましたが、木曜日は夜の九時ごろまでやつていただいく。執務時間を変える、または延長する。日曜日も窓口だけはあけていただくというような

力にしてまいりたいと考えておるわけでござります。

会秩序をとらうことに直接かかわりますものがござりますために、休みだからといって事務を行わないと、裁判所におきましてはこれまででも日曜とか午後などは緊急に処理を要する事件の処理といふものを行つてきましたわけでございます。今後、土曜開庁が導入されました後も、従前と同様、緊急事件の処理体制につきまして不備な点はないかとか、改善を要する点はないかとか、そういう点を再点検いたしまして、基本的にはそういう緊急事件の処理に遺憾のないようにしてまいりたい、こう考えております。

まして事件を受けましてから終わらせるまでの期間でございますが、これは民事事件で一年余り、刑事案件で三ヵ月余りということとござります。これは一昔、十年ほど前に比べますと大分数字としてはよくなつておりますが、ただ、実際難しい事件等では非常に長引いている事件もございまして、訴訟遅延があると言わればそのとおりだと存じます。

ございます。この場合、犯罪の被害者などの立場からいたしますと、犯人と思われる者が起訴されないことに納得できない場合も生ずると考えられるわけでござります。そのような被害者あるいは告訴、告発をした者などから検察官の不起訴処分を不服として審査の申し立てがあつた場合に、それを受けてその点の審査を行うということが検察審査会の主な仕事になるわけでござります。

○西川潔君 費用は、これは検察審査員の皆さんも無料でござりますか。

○最高裁判所長官代理者(吉丸眞君) 検察審査員の方がこの審査のために出頭していただいたときには、そのための費用あるいは日当は支払われることがあります。

○西川潔君 日当といいましても、調停委員の皆さんのお話などもお伺いいたしますと、多分そん

今回、裁判所の方に土闘閉鎖令を導入いたしまして、訴訟遅延がひどくなるのではないかということでおございまが、その点は、結論から申し上げますとそういうことはない、またそういうことが

実際には、この審査会では十一人の検察官が出席いたしまして審査会議という会議を開きます。その場で事件の記録を調べたり、必要に応じて証人を呼んだり、あるいは実地検分をしたりして検察官の不起訴処分の当否を慎重に審査いたします。その結果、もう少し詳しい検査をして起訴不起訴を決すべきではなかったかとか、あるいはこの事件は起訴をすべきであるというような結論に達しますと、その旨の議決をいたしまして、この議決がありました場合には検察官はこれを参考にして事件を再検討することになります。その結果、起訴をするのが相当であるとの結論に達したときには、起訴の手続がとられるわけでござります。

以上のようにいたしまして、公訴権の実行に民がこの審査会制度の眼目となっているわけでござります。

な高額なものではないと思うんですねけれども。ということは、通常仕事を持ついらっしゃる方々がこうして我々のために協力をしてくださいるわけですから、例えば土曜、日曜、祝日というふうな日に開かれる方がかえっていいのではないか、こういうふうに思うのでありますが、閉庁になりますと、そういう意味で何かひずみが出てくるのではないか。」

○最高裁判所長官代理者(吉丸眞君) 御指摘のとおり、この審査会というのは国民の代表である審査員の方々が文字どおり積極的に熱意を持つてこの仕事に当たつていただき、そういうことをいわば基本とする制度でございます。そのようなことから申しますと、御指摘のとおり、平素忙しい仕事を持っておられる審査員の立場を考えますと、ことも確かに一つの考え方であろうかと思いま

よく我々も耳にするんですけれども、当委員会でも何度も大変問題にもなっておりますが、大変日本の訴訟は遅いということをよく聞かされるんですが、こういうふうな休み、いわゆる閏月になりますと、その度合いが、夜にもということを今お伺いしたところなんですねけれども、進むということにはならないんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者（金谷利廣君）現在、日本の裁判に訴訟遅延があるということが聞かれます。一例として地方裁判所の事件について申し上げますと、平均審理期間、事件全体を平均いたしま

は、衆議院議員の選挙権を有する国民の中からくじで選ばれました十一人の検察審査員が、いわば國民を代表いたしまして検察官の不起訴処分の当否を審査するのを主な仕事とする機関でござります。現在、全国で二百七ございます。

もう少し實際の働きを具体的に御説明申しますと、我が国ではある事件を起訴するかどうかを決定するのは検察官の権限であるとされているのでござりますが、そういうことから検察官がある事件について起訴をしないという処分をした場合、被疑者は裁判にかけられなくなるわけで

○最高裁判所長官代理者(古丸眞君) 先ほど申しましたように検察審査員、これは国民の中から選ばれるわけでございますが、その任期が六ヶ月ということになつてゐるわけでございます。その関係で六ヶ月ごとに審査員が交代していくということがあります。  
なお、審査申し立ての費用などは全く無料といふことになつております。

事はやはりなかなか大変な仕事でございまして、そういうことからせつかくの休息日である休日がこれによつて全くぶされてしまふ、休日にそのような厳しい仕事をしなければならないという点については、やはりそれは勘弁してほしいと考えられる審査員の方もまた多いのではないかとうふうに考えられるところであります。

そのような中で法制上の問題として考えてみると、検察審査員の仕事というのには先ほど申しましたようにいわば公務でございまして、審査員は議論が開かれます場合には必ずこれに出頭するこ

あつてはならない、こう考えております、なせか  
と申しますと、これまで昭和六十一年以来、開庁  
方式、役所を開きました方式での四週六休制とい  
うことを導入してまいりましたし、また裁判所に  
おきましてはもう相当以前から、法廷を開くとい  
う点では土曜日は法廷を開かないという慣行が  
既にできております。そういう関係からいきます  
と、今回、月二回土曜日を閉庁させていただきま  
しても訴訟事件の処理の方には影響がなかろう、  
こう考えておる次第でござります。

○西川潔君 それでは次に、一般国民が審査に参  
加する検察審査会といふものがあると聞いており  
ますが、この検察審査会とはどのようなものか、  
素人の僕たちによくわかるように御説明をいただ  
きたいと思います。

○西川潔君 大変我々にとつては強い味方という  
いえます。  
以上のようにいたしまして、公訴権の実行に民  
意を反映させましてその適正を図るというところ  
がこの審査会制度の眼目となつてゐるわけでござ  
ります。この結果、もう少し詳しい検査をして起訴  
不起訴を決すべきではなかつたかとか、あるいは  
この事件は起訴をすべきであるというような結論  
に達しますと、その旨の議決をいたしまして、こ  
の議決がありました場合には検察官はこれを参考  
にして事件を再検討することになります。その結  
果、起訴をするのが相当であるとの結論に達した  
ときには、起訴の手続がとられるわけでございま

○最高裁判所長官代理者(吉丸鳳君) 御指摘のとおり、この審査会というのは国民の代表である審査員の方々が文字どおり積極的に熱意を持つてこの仕事に当たつていただく、そういうことをいわば基本とする制度でございます。そのようなことから申しますと、御指摘のとおり、平素忙しい仕事を持つておられる審査員の立場を考えますと、日曜、祭日のような休日に審査会議を開くということも確かに一つの考え方であろうかと思います。

しかし、審査会議を開いて検察審査という仕事

○西川潔君 かしこまりました。その辺がどうも  
僕らの取り越し苦労というんですか、複雑な気持  
ちになるんですけれども。  
す。 とを義務つけられるわけでございます。そういう  
関係にござりますので、一般国民である審査員に  
対して休日の出頭を法律によつていわば強制し、  
そこで仕事をしていただくというのはいかがなもの  
のであるうかという考え方もあるわけでございま  
す。

それでほんに、大麥若利所などところはどうも我々近づきにくさを何とか解消していただくために、裁判所としてはただいま、また今後、どういう努力をなさるのかということをお伺いいたします。

○最高裁判所長官代理者(金谷利廣君) ただいま御指摘いたしました点は、土曜閑亭に伴う司法サービスの低下防止という観点だけではなくし、日常の裁判所におきます国民の裁判所の利用の便を促進させるための方策、そういうたより広い視野からの御指摘と考えるわけでございますが、その点につきましては御指摘のとおりでございまして、より広い観点から、国民の目から見ましてより利用しやすい裁判所を実現していく、そういうことも裁判所にとって大変重要な課題である、こう考えております。

こういった観点から、私どもで努力しております一端を一、二の例で申し上げさせていただきますと、例えば、特に国民に身近な簡易裁判所において、今まで訴えの提起をする際に出します書面、訴状と申しますが、訴状とか調停の申し立て書、そういうふたものにつきまして素人の方でも書きやすいようにということで、定型申し立て用紙と言つておりますが、そういったものを用意したり、あるいはそういうふたものの記載例を準備したり、あるいは漫画のイラストをあしらいました裁判所の手続説明のリーフレットを備えつけたりいたしております。そして、これらの申し立て用紙とかリーフレットなどは、市町村役場の市民サービス

課のカウンター等にも備え置いてもららなどいたしております。

また、別の点では、裁判所を利用する手続などについて相談の相手になりますいわゆる受付相談というものがござりますが、それにつきましてそれをさらに充実強化するといったことも私どもの方で努めてきた点でございます。今後、そういうつた点につきまして一層充実を図っていただきたい、このように考えております。

○西川潔君 ありがとうございました。いろいろと本当に伺いしてみないと、まさかそういう細かなところまでサービスをしていただけるとは僕は夢にも思わなかつたんですねけれども、今お伺いさせていただいて大変勉強になりました。

例えば今、定型用紙というふうにお伺いしたんですけど、これは簡易裁判所以外のところでもござりますでしようか。それから例えば、その申し立て用紙は限られた事件だけを作成されるんでしようか、もつと今後種類がふえていくのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(泉徳治君) 先ほどから西川委員が御指摘になつておられます国民の利用しやすい裁判所という観点からいたしますと、最も大事な地位を占めておりますのが簡易裁判所でございます。

簡易裁判所は、現に事件の八七%が、弁護士さんに依頼しないで本人だけで訴え、これにこたえていくという本人訴訟でございます。そういうた關係で、この簡易裁判所を利用される一般の国民の方に少しでも利用しやすいようにといふうに工夫いたしましたのが、先ほどから申しております定型申し立て用紙、定型訴状の用紙でござります。

そういうた關係で、ただいまのところは簡易裁判所にのみ、こういう用紙をつくっております。定型訴状の方は、これは最もボピュラーナ事件五種類を選びましてつくつております。それから調停の方でも最もボピュラーナ事件五種類をつくつております。

それからリーフレットの話もございましたが、リーフレットの方も、いわゆる簡易裁判所というものはどういうものかという一般的な説明、それから民事訴訟というものはどういうものか、あるいは支払い命令、民事調停、こういったもののがどういうものかということを説明したもの四種類をつくつて、今簡易裁判所で利用している、こういうことでございます。

○西川潔君 ありがとうございます。

そのほかに、国民の利用しやすい裁判所をつくれていくために裁判所で実施している施策があれば、また今後こんなこともしていくんだというようなことがあればお教えいただきたいんですが。

○最高裁判所長官代理者(泉徳治君) ただいままでの施策といたしましては、簡易裁判所に国民の方が気軽においでいただけるように、市町村役場でありますとか警察のいわゆる相談窓口などに、先ほど申しましたリーフレットなどを置いております。

それから各簡易裁判所におきましては、窓口案内と申しますか、こういう方はどこの窓口にいらしてくださいという、そういう案内看板を立てましてP.R.をいたしております。そして、実際に窓口にいらっしゃった方に窓口相談という業務をいたしておりますが、その点につきましてカウンターを整備いたしまして、そのカウンターで専門の書記官がいらっしゃった御本人相手に裁判所の訴訟手続あるいはその他の手続の説明をいたしまして、先ほどから出ております申し立て用紙を利用して、そこで訴えを起こす者は訴えを起こしていただくというような利便を図っているわけでございます。

それから、裁判所の事件となりました場合におきましても、どうしても法廷の中の訴訟手続といふものは一般の国民の方にはなじみにくい、なかなか思うことも言えないというような状況がございまして、簡易裁判所におきましては司法委員という制度を設けております。

この司法委員というものは、民間の会社員の方

でありますとか民間の方々にお願いしておりますまして、現在全国で五千五百人ぐらいの方がおられるわけでございますが、そういう方に法廷の中に入つていただきまして、そこで事件についての当事者の言い分を聞いていただき、その方の意見を伺うことでもちろんでございますが、口頭弁論が終りました段階で別室に司法委員が国民の方、その原告、被告の方を招きまして、そこでさうに辟けた雰囲気の上で話し合いをする。そして和解を勧告する、こういうことをやつております。

そこで、原告の方はもちろんでありますが、被告になられた、いきなり被告として呼び出された国民の方もいたいことが言えないのではこれも困りますので、そういった司法委員がじかに個室でもつて、言いたいことを十分伺つて、そこで当事者の言い分をまとめて和解を求めていく、こういうことをいたしております。

これは現在、ことしの上半期で申しますと、全事件の一三%ばかりにこういった司法委員が関与して、事件の処理を行つております。私どもいたしましては、先ほどから出ております定型申立て用紙、これをさらに種類をふやし充実していくこと、それからただいまの司法委員をさらに活用していくということでもつて、国民の方に少しでも利用しやすい簡易裁判所というものをつくつてまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○西川潔君 ありがとうございました。

御質問を幾つかさせていただきましたが、本当に御丁寧な御答弁をいただきまして、大変感謝いたします。

国会で決まったことが全国にピラミッド型に広がっていくんですねが、直接国民の皆さん方が訪れたときに、今お答えいたしましたような、そういう本当に懇切丁寧な心ある接し方を、またひとつ全国の方々にも御指導いただきますようによろしくお願ひいたします。

土曜日閉閣にすることによって、裁判所を利用される方が制限され、国民の不利益を招くという

ことのないように今後ともよろしくお願ひいたします。  
これで終わります。

○委員長(塙出啓典君) 檢察及び裁判の運営等に  
関する調査につきましての質疑はこの程度とし、  
裁判所の休日に開する法律案につきましては、他  
に御発言もなければ、質疑は終局したものと認め  
て御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

本日の審査はこの程度にとどめ、本日はこれに  
て散会いたします。

午後二時五十五分散会

八月五日本委員会に左の案件が付託された。

一、刑事施設法案反対に関する請願(第一七八

号)(第一七九号)(第一八〇号)(第一八一号)

(第一八二号)(第一八三号)(第一八四号)(第

一八五号)(第一八六号)(第一八七号)(第一八

八号)(第一八九号)(第一九〇号)(第一九一

号)(第一九二号)(第一九三号)(第一九四号)

一、刑事施設法案の早期成立に關する請願(第

二〇二号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大

幅増員に關する請願(第三七六号)

第一七八号 昭和六十三年七月二十二日受理

刑事施設法案反対に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市野沢町五九二ノ一

紹介議員 謙山 博君

刑事施設法案は、第百回国会で廢案となつた法案

に修正を加えたものであるが、行刑の近代化など

のうたい文句に反し、法制審議会の監獄法改正要

綱からも大幅に後退し、あるべき現行監獄法の改

正とはほど遠いものである。しかも、日弁連が反

対するなど法曹界のコンセンサスさえできていな

い。この法案は、拷問・自白強制・えん罪の温床

として、その廃止が叫ばれてきた代用監獄(警察  
の留置場)を温存し、その恒久化を図る内容とな  
つてはいる。その上、施設の長が、既決・未決の区  
別なく、被収容者と弁護人との面会や信書のやり  
取りをあいまいな要件の下で制限したり、防音具  
や拘束台を使用させることまで許し、戒告から閉  
居に至る懲罰を加えるなど、被収容者の基本的人  
権を著しく侵害するものである。この法案が成立  
すると、留置施設法と一体となつて、平和と民主  
主義、生活と権利のための諸運動を抑圧し、国民  
の自由と人権を根底から奪かすことにならやすく使  
われる。については、憲法及び刑事訴訟法が定める  
人権保障の諸原則をゆるがし、警察国家への道に  
つながるこの法案に強く反対し、速やかに廢案と  
されたい。

請願者 栃木県宇都宮市千波町一六ノ一〇  
白井俊夫 外七百九十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第一八三号 昭和六十三年七月二十二日受理

刑事施設法案反対に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市末広一ノ一二ノ一  
九 山下猛 外七百九十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第一八四号 昭和六十三年七月二十二日受理

刑事施設法案反対に関する請願

請願者 栃木県塙谷郡塙谷町大久保一、八  
〇 富田洋子 外七百九十九名

紹介議員 齋藤タケ子君

この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第一八五号 昭和六十三年七月二十二日受理

刑事施設法案反対に関する請願

請願者 水晶宣 外七百九十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第一八六号 昭和六十三年七月二十二日受理

刑事施設法案反対に関する請願

請願者 田利夫 外七百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第一八七号 昭和六十三年七月二十二日受理

刑事施設法案反対に関する請願

請願者 柳田次子 外七百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第一八八号 昭和六十三年七月二十二日受理

刑事施設法案反対に関する請願

請願者 柳本光博 外七百九十九名

紹介議員 岸田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第一八九号 昭和六十三年七月二十二日受理

刑事施設法案反対に関する請願

請願者 柳本光博 外七百九十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第一九〇号 昭和六十三年七月二十二日受理

刑事施設法案反対に関する請願

請願者 柳本光博 外七百九十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第一九一号 昭和六十三年七月二十二日受理

刑事施設法案反対に関する請願

請願者 二ノ八一 加藤孝之 外七百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第一九三号 昭和六十三年七月二十二日受理  
刑事施設法案反対に関する請願  
請願者 埼玉県大宮市浅間町二ノ一六ノ  
Sノ二〇一 波形ますみ 外七百  
九十九名  
紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第一九四号 昭和六十三年七月二十二日受理  
刑事施設法案反対に関する請願  
請願者 埼玉県幸手市中四ノ二五ノ四八  
服部和美 外七百九十九名  
紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第二〇二号 昭和六十三年七月二十二日受理  
刑事施設法案の早期成立に関する請願  
請願者 大阪府和泉市弥生町二ノ二六ノ七  
梶谷信男 外三百名  
紹介議員 坪井 一宇君

監獄法は、明治四十一年に制定され、その後実質的な改正がなされていない法律であつて、現下の我が国社会事情、国民意識、刑事政策思想から著しく隔たつてゐる。この監獄法を全面的に改正しようとする刑事施設法案は、被収容者に保障される権利を明示するとともに、その制限の根拠、限界を明らかにし、被収容者の生活水準の保障と受刑者の改善更生を図るために制度を整備するなど、真に我が国行刑の近代化、国際化、法律化を目指したものである。ついては、本法案を一日も早く成立させ、施行されたい。

第三七六号 昭和六十三年七月二十八日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大増員に関する請願  
請願者 宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾  
末五、五九二 小野後洋 外三千

紹介議員 千葉 景子君

法務局の登記、戸籍、国籍、供託、行政訴訟業務及び人権擁護事務は、適正、迅速になされてこそ、国民の財産と権利を守ることになるが、業務量の増大に対して従事職員が不足し、業務の停滞、過誤、サービスの低下、職員の健康破壊など危機的状況に直面している。更生保護業務については、犯罪の多様化、特にここ数年間に少年犯罪が激増・深刻化することによつて保護調査官の業務も複雑、高度化し、特に從来裁判所において取り扱つて来た短期交通保護事件が昭和五十二年四月より法務省に移されてからは業務の増大が著しい。また、出入国管理業務も、国際交流の活発化、航空機、船舶の大型化によつて出入国者が増大し、特に成田空港の開設に伴つて繁忙を極めている。法務省の業務は人的確保によること以外はない。ついては、次の事項について実現を図られた。  
一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の定員を大幅に増員すること。

八月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第  
六七九号)

八月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第  
六七九号)

九月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大  
幅増員に関する請願(第一〇九四号)

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第一〇九四号 昭和六十三年八月二十二日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大増員  
に関する請願  
請願者 宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾  
末五、五九二 小野後洋 外三千

に關する請願

請願者 徳島市大松町大久保五七 宮本幸  
枝 外四百九十九名

請願者 徳島市大松町大久保五七 宮本幸  
枝 外四百九十九名

請願者 徳島市大松町大久保五七 宮本幸  
枝 外四百九十九名

(民事訴訟法の一部改正)  
第二条 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。  
第一百五十六条第二項中「其ノ他ノ一般ノ休日」を「毎月ノ第二土曜日若クハ第四土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第一百七十八号)ニ規定スル休日、一月二日、一月三日又ハ十二月二十九日乃至十二月三十一日」に改める。

(刑事訴訟法の一部改正)

第三条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第五百三十号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第三項中「一月一日二日三日、十二月二十九日三十日三十一日又は一般の休日」として指定された日」を「毎月の第二土曜日若しくは第四土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第一百七十八号)に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日」に、「あたる」を「当たる」に、「但し」を「ただし」に改める。

(裁判所の休日)

第一条 次の各号に掲げる日は、裁判所の休日とし、裁判所の執務は、原則として行わないものとする。

二、裁判所の休日に関する法律(昭和二十三年法律第一百七十八号)に規定する休日

二月二十九日三十日三十一日又は一般の休日と

して指定された日」を「毎月の第二土曜日若しくは第四土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第一百七十八号)に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日」に、「あたる」を「当たる」に、「但し」を「ただし」に改める。

(検察審査会法の一部改正)

第四条 検察審査会法(昭和二十三年法律第一百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項を次のように改める。

前項に掲げる日が検察審査会の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い検察審査会の休日でない日に前項のくじを行わなければならない。

第九章中第四十六条の前に次の一条を加える。

最高裁判所規則で規定する期間をもつて定められるものが裁判所の休日に当たるとときは、裁判所

の司法行政に関する事項についての裁判所に対する申立て、届出その他の行為の期限で法律又

は最高裁判所規則で規定する期間をもつて定められるものが裁判所の休日に当たるとときは、裁判所

の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法律又は最高裁判所規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条に次のただし書を加える。

ただし、期間の計算については、新法によ



請願者 三重県名張市桔梗が丘四ノ五ノ三  
一 脇田敬子 外千八百五十九名  
紹介議員 香脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第三二六五号 昭和六十三年十一月四日受理  
刑事施設法案反対に関する請願  
請願者 北海道室蘭市輪西町二ノ二一ノ五  
紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第三二六六号 昭和六十三年十一月四日受理  
刑事施設法案反対に関する請願  
請願者 北海道志津子 外千八百五十九名

この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第三二六七号 昭和六十三年十一月四日受理  
刑事施設法案反対に関する請願  
請願者 川崎市中原区木月七六七古尾谷莊  
野原昌彦 外千八百五十九名

この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第三二六八号 昭和六十三年十一月四日受理  
刑事施設法案反対に関する請願  
請願者 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第三二六九号 昭和六十三年十一月九日受理  
刑事施設法制定反対に関する請願  
請願者 横浜市旭区市沢町四九 大塚幸栄  
紹介議員 山中 郁子君  
この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第三二七〇号 昭和六十三年十一月九日受理  
刑事施設法制定反対に関する請願  
請願者 A 宇賀神寿一 外三十八名

この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第三二七一号 昭和六十三年十一月十四日受理  
刑事施設法制定反対に関する請願  
請願者 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第三二七二号 昭和六十三年十一月十四日受理  
刑事施設法制定反対に関する請願  
請願者 理由

この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第三二七三号 昭和六十三年十一月十四日受理  
刑事施設法制定反対に関する請願  
請願者 理由

この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

禁者の基本的権利である弁護士との接見、身内や友人との面会の権利を、執務時間を理由に制約することは、憲法や国際人権規約に違反し、刑事訴訟法の実質的改悪である。また、差し入れに裁量で制約を加えることも重大な人権の蹂躪である。  
〔警察の留置場や拘置所における被逮捕者、被拘禁者に対する拘束具や拘束台等の使用は、濫用を禁め出し自白強要を始め人権侵害を増加させる重大な危険がある。〕

第三二六三号 昭和六十三年十一月十四日受理  
十一月十八日本委員会に左の案件が付託された。  
〔予備審査のための付託は九月二十二日〕  
一、裁判所の休日にに関する法律案

第三二六四号 昭和六十三年十一月十四日受理  
十一月十八日本委員会に左の案件が付託された。  
〔予備審査のための付託は九月二十二日〕  
一、執行官の執行事務に従事する職員の労働条件の改善等に関する請願

第三二六五号 昭和六十三年十一月十四日受理  
十一月十八日本委員会に左の案件が付託された。

における武力強圧を強めようとしている。(内被取容者の意志を無視した強制医療を認めている。(内被取容者の意志を無視した強制医療を認めている。(内被取

は人道に悖るしたものであり、不当極まりないものである。

第三二六四号 昭和六十三年十一月十四日受理  
執行官の執行事務に従事する職員の労働条件の改善等に関する請願

第三二六五号 昭和六十三年十一月十四日受理  
執行官の執行事務に従事する職員の労働条件の改善等に関する請願

第三二六六号 昭和六十三年十一月十四日受理  
執行官の執行事務に従事する職員の労働条件の改善等に関する請願

第三二六七号 昭和六十三年十一月十四日受理  
執行官の執行事務に従事する職員の労働条件の改善等に関する請願

第三二六八号 昭和六十三年十一月十四日受理  
執行官の執行事務に従事する職員の労働条件の改善等に関する請願

第三二六九号 昭和六十三年十一月十四日受理  
執行官の執行事務に従事する職員の労働条件の改善等に関する請願

第三二七〇号 昭和六十三年十一月十四日受理  
執行官の執行事務に従事する職員の労働条件の改善等に関する請願

第三二七一号 昭和六十三年十一月十四日受理  
執行官の執行事務に従事する職員の労働条件の改善等に関する請願

第三二七二号 昭和六十三年十一月十四日受理  
執行官の執行事務に従事する職員の労働条件の改善等に関する請願

第三二七三号 昭和六十三年十一月十四日受理  
執行官の執行事務に従事する職員の労働条件の改善等に関する請願

第三二七四号 昭和六十三年十一月十四日受理  
執行官の執行事務に従事する職員の労働条件の改善等に関する請願

第三二七五号 昭和六十三年十一月十四日受理  
執行官の執行事務に従事する職員の労働条件の改善等に関する請願

第三二七六号 昭和六十三年十一月十四日受理  
執行官の執行事務に従事する職員の労働条件の改善等に関する請願

第三二七七号 昭和六十三年十一月十四日受理  
執行官の執行事務に従事する職員の労働条件の改善等に関する請願

第三二七八号 昭和六十三年十一月十四日受理  
執行官の執行事務に従事する職員の労働条件の改善等に関する請願

第三二七九号 昭和六十三年十一月十四日受理  
執行官の執行事務に従事する職員の労働条件の改善等に関する請願

第三二七〇号 昭和六十三年十一月十四日受理  
執行官の執行事務に従事する職員の労働条件の改善等に関する請願

- 一、刑事施設法案反対に関する請願（第三八〇〇号）  
 二、刑事施設法反対に関する請願（第四〇〇二号）

第三八〇〇号 昭和六十三年十一月十六日受理  
 刑事施設法案反対に関する請願

請願者 東京都田無市芝久保町三ノ一七ノ

二四 神戸美恵子 外九十二名

紹介議員 謙山 博君

この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第四〇〇二号 昭和六十三年十一月十七日受理  
 刑事施設法反対に関する請願

請願者 愛媛県西条市東町二三六 桑原し

げ子 外二百二十九名

紹介議員 安恒 良一君

刑事施設法案は、刑務所・拘置所及び留置場も含めた拘禁施設内の収容者に対する管理を強化し、基本的人権を奪う法案である。受刑者といえども、基本的人権が尊重されなくてはならないのは言うまでもないが、監獄内では収容者は最低の水準の生活が強いられ、一挙手一投足に至るまでの無用で不当な行動規制を受けている。作業報酬も非常に少なく、受刑者の自主性・主体性は完全に無視されている。このように、人間の尊厳の奪われた所で、再犯防止や社会復帰が効果的に行われるはずがない。それにもかかわらず、この法案では施設の規律・秩序を今以上に強調し、懲罰のための防声具・拘束台の使用や職員の武器の携帯まで認めている。監獄内の状況を監視・調査する第三者委員会の設置も見送られ、監獄と外部社会との隔絶が図られている。受刑者や死刑囚の再審請求権や外部交通権も、極端に制限されている。この内容は人権侵害であり、憲法違反であり、市民が警察権力と直接向き合わなければならないことを意味している。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、刑事施設法案を廃案にすること。

- 二、代用監獄を廃止し、捜査と身柄拘束とが完全に分離されるようすること。



昭和六十三年十一月三日印刷

昭和六十三年十一月五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D